

第十三節 早期審査の手続

I 早期審査の手続について

1. 早期審査の申請が可能な出願

以下の（１）から（４）の要件を備えた特許出願は、早期審査の申請を行うことができます。

（１）出願審査の請求がなされていること

審査請求手続と、早期審査申請の手続は同時でも構いません。

（２）以下のいずれか１つの条件を満たしていること

① 中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願

その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業^(※1)又は個人、大学・短期大学^(※2)、公的研究機関^(※3)、承認又は認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）^(※4)若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関（試験独立法関連TLO）であるもの（大企業との共同出願の場合には、早期審査の事情説明書の記載要件が一部異なります。詳細は、５．（３）①参照。）

② 外国関連出願

出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願（国際出願を含む）している特許出願であるもの（以下、「外国関連出願」という。）^(※5)

③ 実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（「早期審査に関する事情説明書」の提出日から２年以内に実施予定の場合と特許法施行令第３条に定める処分（農薬取締法における登録、薬事法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願であるもの（以下、「実施関連出願」という。）^(※6)

④ グリーン関連出願

グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願であるもの

⑤ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用される地域^(※7)（東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願であるか、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^(※8)が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であるもの（以下、「震災復興支援関連出願」という。）

⑥ アジア拠点化推進法関連出願

出願人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法

（アジア拠点化推進法）（平成 24 年法律第 55 号）に基づき認定された研究開発事業計画（以下、「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業（*⁹⁾ が設立した国内関係会社（*¹⁰⁾）であって、当該研究開発事業の成果に係る発明（認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）に関する特許出願であるもの（以下、「アジア拠点化推進法関連出願」という。）

（３）特許法第 4 2 条第 1 項の規定により取下げとならないものであること

国際出願が日本国を指定国としている場合、及び国内出願で優先権主張をしている場合において、当該出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第 4 2 条第 1 項及び特許法施行規則第 2 8 条の 4 第 2 項の規定により出願日から 1 年 4 月を経過した時にみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請があっても、早期審査対象案件として選定されません。

（４）代理人が弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

審査を迅速に進めるに当たり、審査官と出願人との意思疎通を円滑に行う必要があることから、代理人が出願人の手続を代理する場合には、弁理士（*¹¹⁾、弁護士（*¹²⁾）又は法定代理人のいずれかに該当する者が、筆頭代理人として手続を代理する場合に限り、早期審査を行います。

（* 1）「中小企業」とは以下（a）～（d）のいずれかに該当する者です。

（a）中小企業基本法等に定める中小企業。具体的には、次の表 1 に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表 2 に示す資本の額等の基準を満たす企業。

表 1．業種毎の従業員数の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b～e を除く。）	3 0 0 人以下
b. 小売業	5 0 人以下
c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	1 0 0 人以下
d. 旅館業	2 0 0 人以下
e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	9 0 0 人以下

表 2．業種毎の資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b 及び c を除く）	3 億円以下
b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）	5 千万円以下
c. 卸売業	1 億円以下

（b）企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会。

（c）中小規模の酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、又

は酒販組合中央会。

具体的には、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、次の表3に示す従業員数の基準、あるいは、表4に示す資本の額等の基準を満たすもの。

表3. 従業員数の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	300人以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	50人以下 (酒販卸事業者については100人以下)

表4. 資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	3億円以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	5千万以下 (酒販卸事業者については1億円以下)

- (d) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下の法人。
- (※2) 「大学・短期大学」とは、学校教育法第1条で定められた大学、短期大学及び高等専門学校、又は各省庁設置法若しくは独立行政法人設置法で定められた大学校のことです。
- (※3) 「公的研究機関」とは、国立、公立の試験研究機関、国立大学法人法に基づき設置された大学共同利用機関法人に属する試験研究機関又は独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関のことです。
- (※4) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）」第4条又は第11条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。
- (※5) 原出願が外国関連出願である分割出願も含みます。
- (※6) 早期審査における発明の「実施」とは、例えば、出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）のうち、実際に事業化を行っているものが挙げられます。なお、「2年以内に実施予定」には、例えば、出願人と実施許諾を受けるか否か検討する者との間で2年以内に実施許諾契約が合意されて実施に至る蓋然性が低い場合など、2年以内に実施される蓋然性が低い場合は含まれません。
- (※7) 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」(https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html)を参照してください。
- (※8) 「事業所等」とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。
- (※9) 「特定多国籍企業」とは、本店又は主たる事務所が所在する国や地域以外の国や地域に、当該法人の子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っているとともに、高度な知識又は技術を有すると認められる法人とします。
- (※10) 「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有してい

ることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社とします。

(※11) 弁理士法人を含みます。

(※12) 弁護士法人を含みます。

2. ベンチャー企業対応面接活用早期審査の申請が可能な出願

ベンチャー企業対応面接活用早期審査(以下、「面接活用審査」という。)では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につなげます。また、早期審査のスピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得できるようにします。

面接時には例えば以下のとおり行います。

- ・ 出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・ 審査官は、特許庁のベンチャー関連施策等について紹介します。

以下の(1)から(4)の要件を備えた特許出願は、面接活用審査の申請を行うことができます。

(1) 出願審査の請求がなされていること

上記 I. 1. (1) を参照してください。

(2) 以下の全ての条件を満たしていること

① ベンチャー企業による出願

ベンチャー企業による出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

- (i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- (ii) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人)以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない法人^(※1)
- (iii) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない法人^(※1)

(※1) 他の大企業に支配されていないこととは以下のa)及びb)に該当していることを指します。

- a) 申請人以外の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- b) 申請人以外の複数の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

② 実施関連出願

上記 I. 1. (2) ③を参照してください。

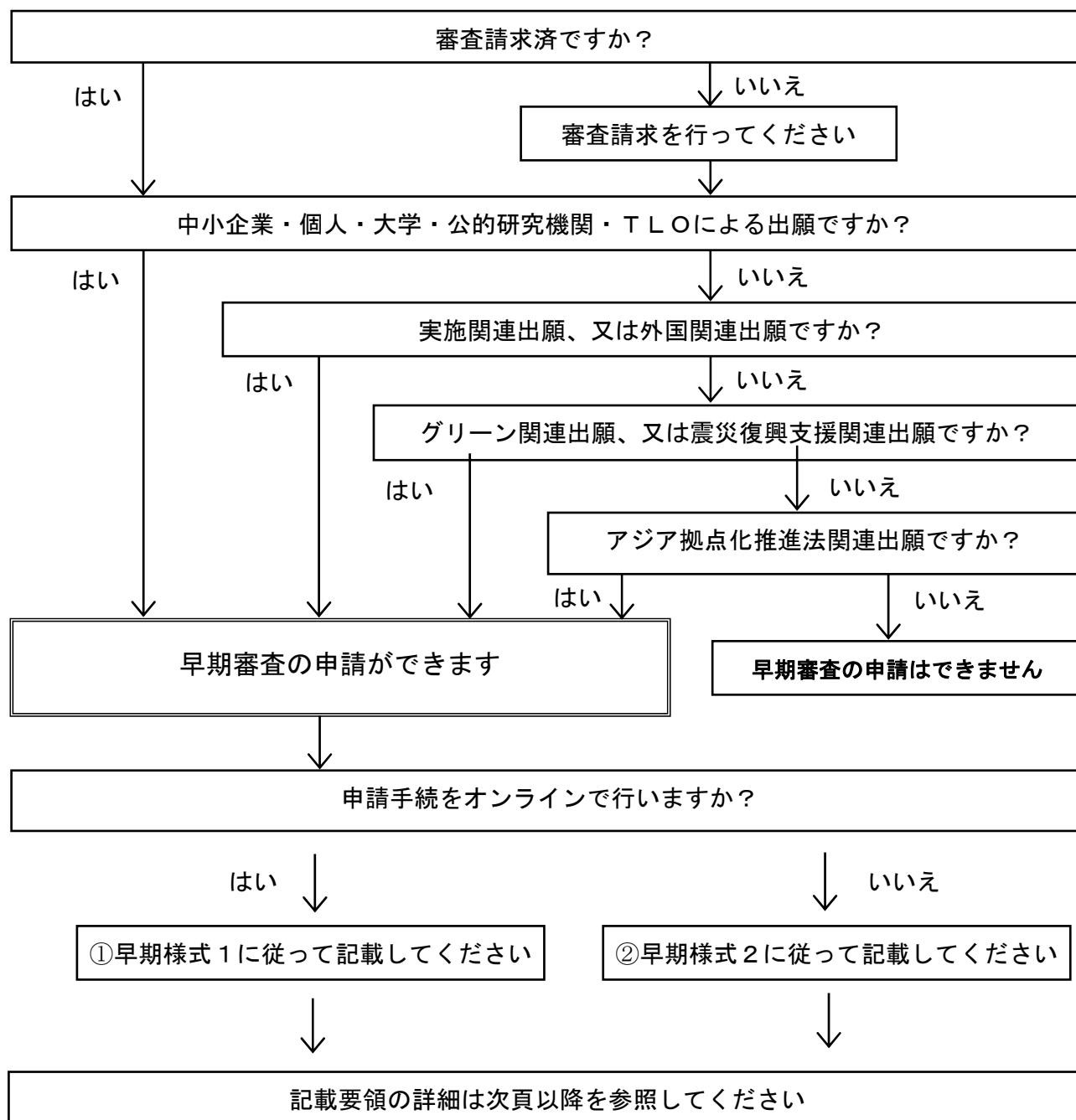
(3) 特許法第 4 2 条第 1 項の規定により取下げとならないものであること

上記 I. 1. (3) を参照してください。

(4) 代理人が弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

上記 I. 1. (4) を参照してください。

3. 早期審査の申請手続フロー



ベンチャー企業による出願であって実施関連出願の場合は、面接活用審査の申請も可能です（I. 2. を参照）。

[申請条件の選択について]

出願が複数の条件に該当する場合は、「早期審査に関する事情説明書」の作成負担の少ない条件を選ぶことを推奨します。後述する先行技術調査等の負担を考慮すれば、一般的には、下記①がもっとも負担が少なく、続いて②、③～⑤の順となります。よって、例えば出願人が中小企業で

あり、かつ実施を予定している発明であれば、①の中小企業であることを事情として「早期審査に関する事情説明書」を作成することになります。

表 5. 申請条件別「先行技術の開示」の程度

申請条件	先行技術調査の必要性
①中小企業・個人等の出願 震災復興支援関連出願	必ずしも必要でない。知っている文献の記載で可（I. 5.（3）①及び④を参照）
②外国関連出願	必要だが、外国特許庁の調査結果がある場合は利用可（I. 5.（3）②を参照）
③実施関連出願	必要（I. 5.（3）③を参照）
④グリーン関連出願	必要（I. 5.（3）③を参照）
⑤アジア拠点化推進法関連出願	必要（I. 5.（3）③を参照）

また、面接活用審査の場合は、先行技術調査は必ずしも必要ありません。知っている文献の記載のみで足ります。

4. 早期審査の申請手続

早期審査の申請をする場合は、特許出願ごとに「早期審査に関する事情説明書」を1通提出してください。なお、特許庁から、「早期審査の対象としない」旨が出願人（代理人）に通知された場合を除いては、「早期審査に関する事情説明書」を再度提出する必要はありません。

（1）提出者

早期審査の申請ができるのは、出願人本人及びその手続をする代理人に限ります（第三者が他人の出願に対して申請を行うことはできません。）。複数の出願人が存在する場合、原則そのうちの一人でも手続可能ですが、代表者を選定している場合は例外となります。

（2）提出方法

提出方法は以下の3通りがあります。

① オンライン

特許・実用新案の出願等の手続と同様にオンライン手続を行うことができます。

② 持参

特許庁審査業務部出願課受付窓口（所在地 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号）に書類を直接提出してください。

③ 郵便・信書便

封筒等に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号）に郵送してください。

（3）手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されても、データエントリー料（電子化のための手数料）は不要です。

（4）提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、必ず「早期審査に関する事情説明補充書」を作成のうえ提出してください（注：「手続補足書」ではありません。）。この場合も手数料は不要です。

（5）様式

「早期審査に関する事情説明書」は、以下の様式により作成してください。

表6. 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

	オンライン手続の場合	書面手続の場合
事情説明書	①早期審査様式1	②早期審査様式2
事情説明補充書	③早期審査補充様式1	④早期審査補充様式2

①早期審査様式 1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

②早期審査様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

(〇〇〇の写し)

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

③早期審査補充様式1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

④早期審査補充様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

(〇〇〇の写し)

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

「早期審査に関する事情説明書」作成時の一般的留意事項

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

注) これは記載例です。

【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 〇〇 〇〇 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇 1 2 3 4 5

【提出者】

【識別番号】 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6

識別番号の通知を受けていない場合は
この項目を設ける必要はありません。

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【氏名又は名称】 株式会社〇〇製作所

【代表者】 特許 太郎

識別番号を記載した場合は
この項目を設ける必要はありません。

【提出者】

【住所又は居所】 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地

【氏名又は名称】 株式会社〇〇電機

【代表者】 発明 次郎

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人によらない場合は
この項目を設ける必要はありません。

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。

(2) 出願日は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、出願番号は〇〇〇〇〇〇である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

・・・・・・(文献名を記載します)・・・・・・

(2) 対比説明・・・・・・(対比説明を記載します)・・・・・・

これは外国へ特許出願を行っている場合の
記載例です。

【提出物件の目録】

【物件名】 〇〇〇の写し 1

(〇〇〇の写し)

提出する物件がない場合は
これらの項目を設ける必要はありません。

〈別葉に提出物件を添付してください〉

5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 書誌的事項の記載要領

① 【提出日】の欄

早期審査に関する事情説明書の提出日は、なるべく記載してください。

提出日については、特許庁審査業務部出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日、郵便・信書便により提出する場合はその投函の年月日、又は郵便局・取扱窓口へ差し出す年月日を記載してください。オンラインにより提出する場合には記載不要です。

② 【事件の表示】の欄

a) 出願番号が通知されている場合

出願番号が通知されている場合には、「【事件の表示】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて「特願 2 0 0 0 - 0 1 2 3 4 5」（平成 1 2 年以降の出願の場合）「平成 1 1 年特許願第 1 2 3 4 5 6 号」（平成 1 1 年以前の出願の場合）のように出願番号を記載してください。

b) 出願番号が通知されていない場合（例：出願と同時に申請する場合）

願書、出願審査請求書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合など、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄の代わりに「【出願日】」の欄を設けて「令和 2 年 5 月 1 4 日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、願書に記載した整理番号を記載してください。

（記載例）

【事件の表示】
【出願日】 令和 2 年 5 月 1 4 日提出の特許願
【整理番号】（願書に記載の整理番号を記載）

国際特許出願について、出願番号が通知されていない場合には、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/US〇〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載してください。

（記載例）

【事件の表示】
【国際出願番号】 PCT/US〇〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇〇
【出願の区分】 特 許

③ 【提出者】の欄

a) 識別番号、住所又は居所

○識別番号の通知を受けている場合

【提出者】の次に【識別番号】の欄を設けて「0 0 0 1 2 3 4 5 6」のように通知された 9 桁の識別番号を記載してください。なお、識別番号を記載した場合には【住所又は居所】の欄を設ける必要はありません。

○識別番号の通知を受けていない場合

【提出者】の次に「【住所又は居所】」の欄を設けて、「〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇マンション〇〇〇号室」のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の

末尾に括弧をして記載してください。郵便番号の記載は必要ありません。なお、住所又は居所を記載した場合には、「【識別番号】」の欄を設ける必要はありません。

b) 氏名又は名称

「【氏名又は名称】」は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載してください。法人の場合は「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、代表者氏名を記載してください。なお、押印、識別ラベルについては不要です。

c) 繰返記載

「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、「【提出者】」に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載してください。

(記載例)

【提出者】
【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6
【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
【氏名又は名称】 株式会社○○製作所
【代表者】 特許 太郎
【提出者】
【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○○番地
【氏名又は名称】 ○○電機株式会社
【代表者】 発明 次郎

注) 上記の記載例は書面で提出する場合の例です。

④ 【代理人】の欄

代理人がない場合は「【代理人】」の欄を設ける必要はありません。

代理人がいる場合も代理人及び提出者本人の印及び識別ラベルについては不要です。

代理人の「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」については③と同様に記載してください。「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、「【代理人】」に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載してください。

⑤ 【早期審査の種別】の欄

「早期審査」と記載してください。

⑥ その他

a) 書面で提出する場合の様式について

用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないでください。

余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。

書き方は左横書、1行は40字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは50行以内としてください。

文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことが出来ないように記載してください。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いないでください（欄名の前後に「【」、「】」を用いるとき

を除く。).

書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入してください。とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばステープラ等を用いてとじてください。

なお、これらの点はオンラインで提出する場合には電子出願ソフトに従って提出していただければ問題はありません。

b) 日本に営業所を有する外国法人の場合

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けてください。

(2) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

① 出願人の全部又は一部が、大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である場合はその旨を記載してください。

(記載例：大学の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人〇〇〇〇は学校教育法第1条に定められた大学である。

(記載例：公的研究機関の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人は〇〇県であるが、〇〇県の公的研究機関である〇〇〇研究所の発明である。

(記載例：承認又は認定を受けた技術移転機関（TLO）の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人株式会社〇〇〇ティー・エル・オーは承認を受けた技術移転機関である。

また、出願人の全部又は一部が、中小企業又は個人である場合は、その根拠を具体的に記載してください。なお、「中小企業」については、1.(2)表1 あるいは 表2の基準を満たす企業です。

(記載例：中小企業の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって、従業員数は230人、資本金は2億円であるから、早期審査・審理ガイドラインに定める中小企業である。

(記載例：個人の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人〇〇〇〇は個人である。

② 外国関連出願の場合は、日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。その際、出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出は省略することができます。

外国関連出願において上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付することによって外国出願番号等の記載に代えることができます。

(記載例：出願番号や公報番号が付与されている場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇〇である。

③ 実施関連出願の場合は、製品を実際に製造販売している場合や、早期審査の申請日から2年以内に生産開始を予定している場合などが該当しますので、その実施状況を記載します。

(記載例：既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を令和〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

(記載例：申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を令和〇〇年〇月より生産開始する予定の実施関連出願である。

④ グリーン関連出願の場合は、請求項に記載された発明が、省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明（グリーン発明）であることの合理的な説明を、明細書の記載に基づいて簡潔に記載してください。

(記載例：省エネ効果がある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項○に記載された「○○装置」は、△△の燃焼効率を高めることによる省エネルギー効果を有するものである(段落【○○○○】を参照。)

(記載例：CO₂削減効果がある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項○に記載された「○○」は、明細書の段落【○○○○】に記載されているように、××を△△することによりCO₂排出量を削減する効果を有するものである。

- ⑤ 震災復興支援関連出願の場合は、出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である旨か、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^(※)が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明である旨を記載してください。

(※) 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社(別登記の法人)は含みません。

(記載例：出願人の住所が特定被災地域にある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人のうち、株式会社○○○は、特定被災地域に含まれる○○県○○市に住所を有しており、平成23年東日本大震災により被災しました。

(記載例：研究所又は事業所が地震に起因した被害を受けた場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

当該出願の出願人である株式会社○○○○は、本社は東京都○○区であるが、平成23年東日本大震災により、特定被災地域である○○県○○市にある○○所(例：研究所)が被災しました。当該出願の発明は当該○○所(例：研究所)でなされた発明です。

- ⑥ アジア拠点化推進法関連出願の場合は、出願人の全部又は一部が、認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、請求項に記載された発明が、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明である旨、認定された研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願である旨を記載してください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

- (1) 株式会社○○○○は、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に基づいて認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行う国内関係会社である。

- (2) 認定された研究開発事業「△△△△」は、・・・(研究開発事業の内容)・・・を行うものであり、請求項○に記載された発明は、当該研究開発事業の成果に係るものである。
- (3) 認定された研究開発事業計画の実施期間の終了日は〇〇年〇月〇日であるから、本出願は、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

⑦ **ベンチャー企業対応面接活用早期審査を申請する**場合は、冒頭に、「ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。また、ベンチャー企業による出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。さらに、面接の日程調整のため、出願人又は代理人等の電話連絡先等を記載してください。

「ベンチャー企業による出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記 I. 2. (2) ①に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

「実施関連出願」については、上記 I. 5. (2) ③を参照してください。

(記載例：個人事業主の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業であることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であり、事業の開始日が〇〇〇〇年〇月〇日であって事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(記載例：小規模企業の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業であることの説明

出願人〇〇〇〇は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は3人で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(記載例：資本金 3 億円以下の法人の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業であることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は、資本金〇億円であるから資本金 3 億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から 10 年未満であり、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・

出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(3) 【早期審査に関する事情説明】の「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

① 中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLO が単独で出願する場合においては、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、「特例」に該当する場合を除き、先行技術調査が必要となります。）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査に関する事情説明書提出までに知った文献名は必ず記載することが必要です。

(参考) 単独出願と共同出願の場合における要件の違い

条 件	先行技術の開示の際の先行技術調査	対比説明
中小企業・大学等の単独出願	知っている文献でも可	必 要
大企業との共同出願	必要	
中小企業と大企業との共同出願	原則必要だが、 特例 (*) に該当する場合は知っている文献でも可	

(*) 中小企業と大企業との共同出願における「特例」：「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、かつ、中小企業の権利の持分比率が 50 % 以上の場合。この場合、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものに限ります。

【先行技術調査の方法】

特許庁では、インターネットを介して誰もが無料で先行技術調査が行なえるよう、特許情報プラットフォーム（J-P l a t P a t : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>）による検索サービスを提供しております。

【文献名の記載要領】

文献を開示する場合は、以下の例にならって記載してください。特に J-P l a t P a t 以外で入手した非特許文献の場合、記事が特定できるように出版年、号数、ページ数、出版社等を記

載してください。

例 1) 特開 2003-000001 号公報

例 2) 特開平 05-000001 号公報

例 3) 実公平 07-000001 号公報

a) 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合（＊）

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLO が単独で出願する場合については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします（特許法第 36 条第 4 項第 2 号と同じ要件ですが、出願以降に新たに知った文献がある場合には当該文献も記載してください。）。

対比説明とは、早期審査を申請する出願の「特許請求の範囲」に記載された発明（以下、これを「本願発明」と呼ぶ場合があります。）と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や、相違点に基づく本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。比較を行うに当たっては、関連する先行技術文献の内容について、記載されている場所がわかるようにページ数、行数、図の番号等を示してください。

（＊）明細書に先行技術文献の開示がない場合、早期審査に関する事情説明書に先行技術文献を記載するだけでは、特許法第 36 条第 4 項第 2 号の要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。

（記載例）

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 （事情を記載します）..... 2. 先行技術の開示及び対比説明 （1）文献名 先行技術調査を行なった結果、文献 1 を発見しました。また、知っている文献として文献 2 があります。 文献 1：特開平 05-000001 号公報 文献 2：携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 携帯電話マガジン出版社 （2）対比説明 文献 1 の第 3 ページ第 5 行から第 15 行、及び文献 2 の第 10 ページから第 15 ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。 これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なっています。これにより、身体に触れておらず、周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。
--

[大企業との共同出願の場合]

「特例」に該当する場合を除き、中小企業や個人、大学・公的研究機関・TLO が大企業と共同出願をしている場合には、先行技術調査を行っていただいた上で、先行技術の開示を行う必要があります。

b) 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】	
1. 事情	・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・
2. 先行技術の開示及び対比説明	
(1) 文献名	明細書中の段落【0008】に記載しています。
(2) 対比説明	明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。

c) 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、上記記載例の、「(2) 対比説明」の部分に対比説明を記載することが必要です。

② 外国関連出願においては、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。ただし、他国の特許庁において先行技術調査結果が得られている場合は、当該調査結果は先行技術調査に代えることが可能ですので、その結果に基づいて、先行技術の開示と対比説明を記載してください。

a) 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例：外国特許庁の調査結果がない場合)

【早期審査に関する事情説明】	
1. 事情	・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・
2. 先行技術の開示及び対比説明	
(1) 文献名	特許情報プラットフォームを用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約+請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「LED」、「発光ダイオード」を用いて調査した。 文献1：特開平05-000001号公報 文献2：特開2000-543210号公報
(2) 対比説明	本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた

傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

明細書中の段落【0008】に記載しています。

(2) 対比説明

明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。

b) 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください（なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です。）。

(記載例：外国特許庁の調査結果がある場合で、調査結果のみ記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

文献1：欧州特許出願公開第10001号明細書

文献2：米国特許第500001号明細書

(2) 対比説明

本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。

[日本語国際出願の特例]

日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告書が得られている場合には、それらを早期審査に関する事情説明書に添付することにより先行技術の開示及び対比説明の記載を省略することができます。

ただし、早期審査の対象となる発明が補正により国際調査見解書又は国際予備審査報告書の対象となった発明と全く異なるものとなった場合には、補正後の発明に対して先行技術調査を行い、出願人による先行技術文献の開示と対比説明する必要があります。

- ③ 実施関連出願、グリーン関連出願及びアジア拠点化推進法関連出願については、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

a) 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

商用データベース〇〇を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。

文献1：特開平10-123456号公報

(2) 対比説明

本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車」です。

これを文献1と対比すると、文献1の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。

しかしながら文献1の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。

これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。

b) 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

・・・・・・(事情を記載します)・・・・・・

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

明細書中の段落【0008】に記載しています。

(2) 対比説明

明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。

- ④ 震災復興支援関連出願の場合、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは、原則必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。なお、要件(※)を満たさない大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります。

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

- ⑤ ベンチャー企業による出願の場合、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

なお、大企業との共同出願の場合は、上記 I. 5. (3) ①(参考)を参照してください。

⑤-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

上記 I. 5. (3) ① a) を参照してください。

⑤-2 明細書中に先行技術文献と対比説明がある場合

上記 I. 5. (3) ① b) を参照してください。

⑤-3 明細書中に先行技術文献のみの記載がある場合

上記 I. 5. (3) ① c) を参照してください。

⑥ 補正案を提示する場合

先行技術文献と対比等した結果、出願人において特許請求の範囲の記載などを補正した方が望ましいと判断した場合は、補正書を提出し、当該補正書に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができるほか、下記のように早期審査に関する事情説明書において補正案を提示し、当該補正案に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができます。

※補正案には【請求項1】のような、「【 】」の記号は使用しないでください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

…(事情を記載します)…

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

①欧州特許出願公開第 10001 号明細書

②特開平０５－０００００１号公報 (２) 補正案 請求項１について補正案があり、下記のとおりである。 記 ・・・・・・(補正案を記載します)・・・・・・ (３) 対比説明 ・・・・・・(対比説明を記載します)・・・・・・

(４)【提出物件の目録】の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。また、アジア拠点化推進法関連出願の場合は、認定研究開発事業計画の写し^(*)を添付してください。ただし、出願が以下の①に該当する場合には全ての先行技術文献の写しの添付を省略でき、②又は③のいずれかに該当する場合はその先行技術文献又は認定研究開発事業計画の写しの添付を省略できます。

(*)認定研究開発事業計画の写しについては、以下の箇所の抜粋で足りるものとします。

研究開発事業計画の認定通知書	
研究開発事業計画に係る認定申請書	２ 研究開発事業計画の内容 (１) 事業名 (２) 研究開発事業の内容 (３) 研究開発事業を行う国内関係会社の記載箇所
	４ 実施期間 実施期間の記載箇所

※「早期審査に関する事情説明書」に添付された書類は、閲覧に供されます。認定研究開発事業計画の写しを添付する際に上記以外の箇所が含まれる場合、その箇所も開示されることにご留意ください。

① 出願人が、中小企業、ベンチャー企業、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認ＴＬＯ、又は認定ＴＬＯのうちいずれかによる出願である場合若しくは、震災復興支援関連出願である場合

② 特許情報プラットフォーム（Ｊ－ＰｌａｔＰａｔ）にて先行技術文献を参照できる場合

特許情報プラットフォームにおいては、「特許実用新案番号照会」「外国公報ＤＢ」にて、内外特許公報の多く（外国公報は米国、欧州、独国、英国、仏国、スイス、カナダ、国際出願それぞれの公開公報あるいは特許（公告）公報）を参照でき、これらの公報については添付を省略できます。

先行技術文献がこれらの公報に該当するために写しの提出を省略するときは、「添付を要しないため省略する。」旨記載してください。

③ 同時又はすでになされた他の手続において特許庁に提出されている先行技術文献又は認定研究開発事業計画の写しを援用する場合

援用により写しの提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を

設けて、当該書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載してください。また、2以上の写しの提出を省略するときは、「【物件名】」に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載してください。

④ 事情説明書に提出する物件が一つも存在しない場合、もしくは、物件全てについて提出を省略できる場合、【提出物件の目録】欄以下の項目を削除することができ、何も記載する必要はありません。

⑤ 複数の提出対象となる物件の内、一部の文献の提出を省略できる場合、提出を省略できるものについては、その物件について「添付を要しないため省略する。」旨記載してください。

（記載例：物件（文献）1件をイメージで提出する場合）

【提出物件の目録】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
文献イメージ

（記載例：物件（文献）2件をイメージで提出する場合）

【提出物件の目録】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
文献イメージ
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
文献イメージ

（記載例：複数提出物件の内、一部の文献の提出を省略できる場合）

【提出物件の目録】
【物件名】 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 1
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁
【内容】
文献イメージ
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】
添付を要しないため省略（J-PlatPat により参照可能）

(記載例：写しを添付する場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 携帯電話マガジン 2005 年 10 月号 10-15 頁 1

(別葉に提出物件を添付する)

(記載例：援用により提出する物件を省略する場合)

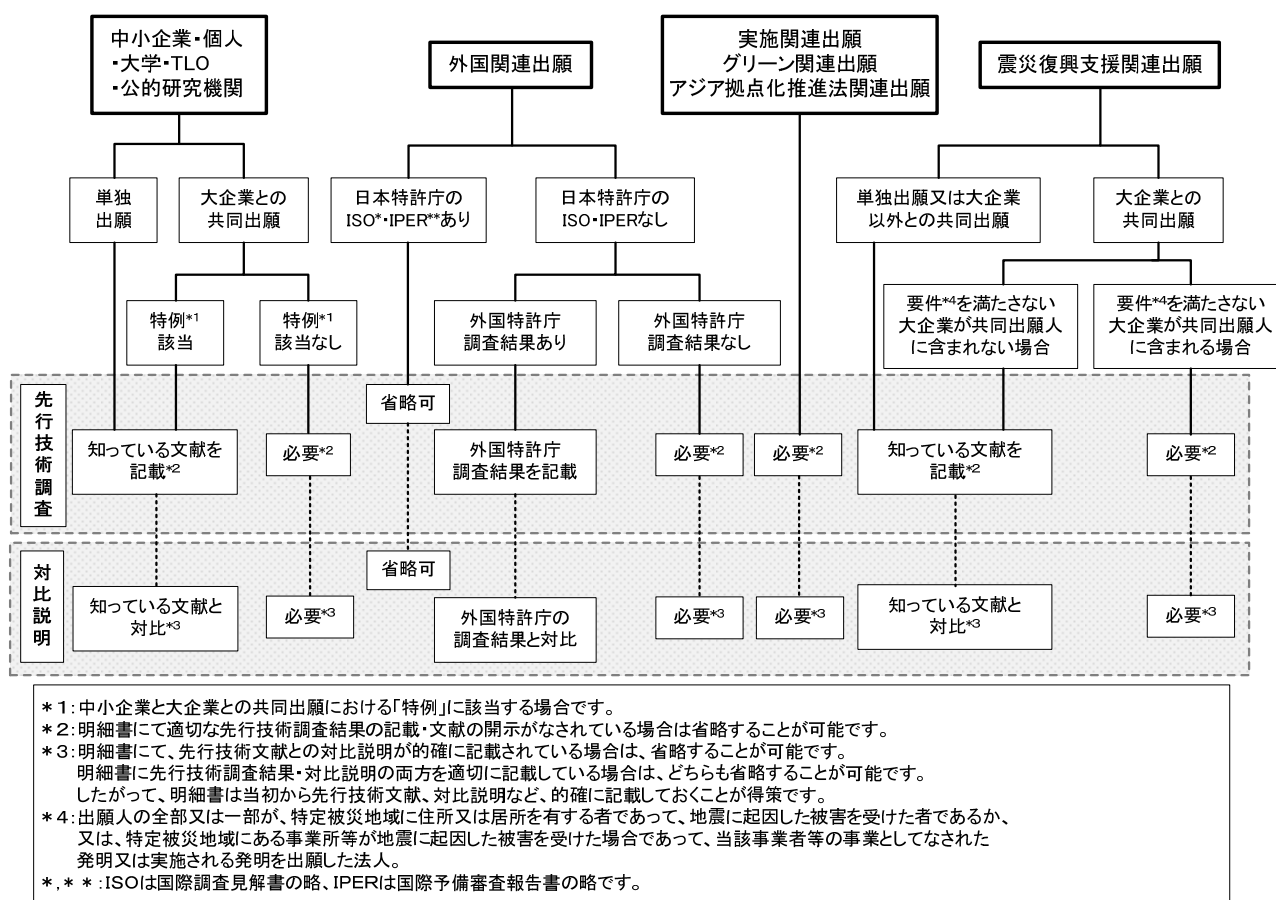
【提出物件の目録】

【物件名】 西独国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1

【援用の表示】 特願平〇年〇〇〇〇〇〇号、意見書、平成〇年〇月〇日

※「【物件名】」は50文字以内とし、数量を記載してください。物件名と数量の間にはスペースを入力しますが、それ以外にはスペースを用いしないでください。

(5) 先行技術調査及び対比説明の要否判断フロー



※面接活用審査については、「中小企業・個人・大学・TLO・公的研究機関」の箇所を参照してください。

6. 審査手続等

(1) 審査手続

①選定手続

特許庁では、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に対して、早期審査の対象に付すか否かの選定が行われます。

なお、「早期審査に関する事情説明書」の事情の記載では、実施関連出願について実施状況が不明確である場合、及びグリーン関連出願についてグリーン発明であることが不明確である場合は、特許庁から出願人（代理人）に問い合わせを行うことがあります。

②早期審査として選定できない事例

早期審査の対象とするか否かは、「早期審査に関する事情説明書」の記載に基づいて行われます。以下に示す例は、早期審査の対象となりませんので参考にしてください。

a) 事情

○中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOからの出願

（例1）公的研究機関以外の研究機関（社団法人・財団法人）

（例2）「中小企業」と記載していながら、従業員数が400人、資本金が4億円などと、

1.（2）①の（*1）に記載の基準を逸脱した記載がある場合

○外国関連出願

（例1）外国特許庁に出願した出願番号等が記載されておらず、外国出願の願書の写し等も添付されていない場合

（例2）外国特許庁に出願した出願番号等が間違っている場合

○実施関連出願

（例1）実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

○グリーン関連出願（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明について特許を受けようとする特許出願）

（例1）事情の欄に、グリーン関連であることについて何ら記載がない場合

（例2）グリーン関連出願とは全く関係のない事情が記載されている場合

（例3）グリーン関連出願であることの説明が、明細書の記載に基づいていないことが明らかである場合

○震災復興支援関連出願

（例1）全ての出願人の住所又は居所が、特定被災地域外にあり、かつ地震に起因した被害を受けた事業所等と無関係な出願である場合

（例2）地震に起因した被害を受けた旨の記載がない場合

○アジア拠点化推進法関連出願

（例1）認定研究開発事業計画の写しが添付されておらず、援用する旨も記載されていない場合

（例2）出願人が、認定研究開発事業計画の写しに記載された国内関係会社ではない場合

（例3）本出願に係る発明が認定研究開発事業の成果に係る発明でないことが、認定研究開発事業計画の写しに記載された研究開発事業の内容及び早期審査に関する事情説明書の記載から明らかである場合

（例4）認定研究開発事業の実施期間の終了日から起算して、2年より後に出願されたものである場合

b) 先行技術の開示と対比説明

○先行技術の開示

(例 1) 先行技術の開示の欄に、何ら記載がない場合

(例 2) 先行技術文献として記載しているものの、何れも出願年よりも新しい発行年の文献が記載されている場合（出願に先行する技術文献として認められないもの）

(例 3) 特例（5.（3）①参照）に該当することを事情において主張していない中小企業と大企業の共同出願であるにもかかわらず、先行技術調査が行われていない場合

(例 4) 震災復興支援関連出願において、要件^(※)を満たさない大企業が出願人に含まれているにもかかわらず、先行技術調査又は対比説明が行われておらず、明細書中にも先行技術文献と対比説明の記載がない場合

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

○対比説明

(例 1) 先行技術文献の提示のみで対比説明が何ら記載されていない場合

(例 2) 出願の技術的内容が記載されているだけで、先行技術文献との対比的な説明が記載されていない場合

(例 3) 先行技術文献の技術的内容が記載されているだけで、出願内容との対比的な説明が記載されていない場合

③ベンチャー企業対応面接活用早期審査として選定できない事例

a) 事情

(例 1) 「ベンチャー企業」と記載していながら、資本金が 3 億円以上であるなど、ベンチャー企業の条件を逸脱した記載がある場合

b) 先行技術の開示と対比説明

(例 1) 出願人の知っている先行技術文献の開示が何らされていない場合

(例 2) 出願人が知っている先行技術文献との対比説明が何ら記載されていない場合

④選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人（代理人）に通知されます。面接活用審査の対象となった場合には、面接の日程調整等のため、審査官から代理人等に連絡を行います。

⑤審査官による早期審査・面接活用審査の開始

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、早期に審査が開始され（特別の事情がある場合を除く。）、着手後の処理についても遅滞なく処分が終了するよう審査手続

が進められます。

更に面接活用審査の対象になった案件については、一次審査結果通知前に行う面接を通じて、ベンチャー企業が早期かつ戦略的に特許権を取得できるようにします。そのため、面接時には上記Ⅰ．２．に示したとおり、例えば以下のとおり行います。

- ・出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・審査官は、特許庁のベンチャー関連施策等について紹介します。

(2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧に供します。

(3) 早期処理のための出願人（代理人）の協力

早期処理が図れるよう出願人（代理人）に対し以下の点の協力をお願いします。

- ①応答期間の延長請求の抑制
- ②補正書、納付書等のオンライン手続の励行
- ③審査官から面接審査、技術説明等の要請があった場合における対応
- ④証明書類や入手困難な先行技術文献等（企業における自社カタログ、大学における発明者の大学内論文集等）の提出を求めた際の速やかな提出
- ⑤（手数料を長期間納付しない等の）出願人（代理人）の責により方式審査が長期間未完となることのない、円滑な手続の進行

特に、同一出願人からの早期審査の申請が多数に及んだ場合においては、審査効率の向上を図るために、出願人（代理人）に対して技術説明などを要請することがあります。

上記の協力が十分かつ迅速に得られない場合には、早期審査の対象外とすることがあります。

7. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

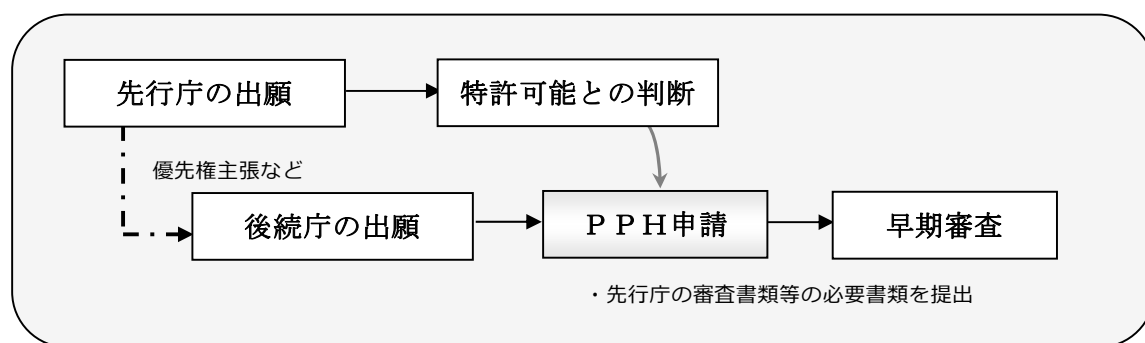
TEL 03-3581-1101（内線 3106）

E-mail PA2210@jpo.go.jp

Ⅱ 特許審査ハイウェイに基づく早期審査の手続について

1. 特許審査ハイウェイとは

特許審査ハイウェイ(以下「P P H」という。)とは、先行庁において特許可能と判断された発明を有する出願について、後続庁において簡易な手続で早期審査を受けられるようにする枠組みです。出願人の早期権利化を容易にするとともに、先行庁による先行技術調査と審査結果を利用することで、各特許庁における審査負担を軽減し、質の向上を図ることを目的としています。



2. P P Hの種類

(1) P P Hは以下の3種類があり、先行庁の国・地域によって申請できるP P Hが異なります。

(2023年2月現在の利用可能状況は次頁のとおりです。)

先行庁の審査結果に基づく申請	① P P H (通常型) 出願人が最初に特許出願をした国・地域(第一庁)での『特許可能との審査結果』に基づく申請
	② P P H M O T T A I N A I 先行庁の『特許可能との審査結果』に基づく申請 (先行庁と後続庁との間でP P H M O T T A I N A Iを実施している場合、通常型とは異なり、最初に特許出願をした第一庁は問いません)
国際段階成果物に基づく申請	③ P C T - P P H 国際調査機関が作成した「見解書」、国際予備審査機関が作成した「見解書」又は「国際予備審査報告」のうち、最新に発行されたものの『特許性有り』との判断に基づく申請 (日本国特許庁が国際調査機関として作成した「見解書」等を元にして、日本国特許庁へP C T - P P H申請することもできます)

(2) 日本へ申請可能な P P H の種類 (国・地域別)

先行庁 国・地域名	日本への申請時に利用できる PPH の種類		
	先行庁の審査結果に基づく申請		国際段階成果物に基づく申請
アイスランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
アメリカ合衆国	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
イギリス	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
イスラエル	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
インドネシア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
エジプト	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
欧州特許庁	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
エストニア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
オーストラリア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
オーストリア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
カナダ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
韓国	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
コロンビア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
サウジアラビア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
シンガポール	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
スウェーデン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
スペイン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
タイ	①PPH	—	—
台湾	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
チェコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
中国	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
チリ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
デンマーク	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ドイツ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
トルコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
日本	—	—	③PCT-PPH
ニュージーランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ノルウェー	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ハンガリー	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ヴィシエグラード	—	—	③PCT-PPH
フィリピン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH

フィンランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
ブラジル	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
フランス	①PPH	—	—
ベトナム	①PPH	—	—
ペルー	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ポーランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
北欧特許庁	—	—	③PCT-PPH
ポルトガル	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
マレーシア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
メキシコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
モロッコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ユーラシア特許庁	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ルーマニア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ロシア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH

(2023年2月現在)

※網掛けの申請においては、後述する「各庁が提供するドシエ・アクセス・システム」が利用可能です。

※2022年5月10日以降、ロシア特許庁、ユーラシア特許庁の審査結果に基づいた PPH の申請受入れを一時停止中です。

3. PPHの申請要件

PPHに基づく早期審査の対象となるためには、日本への申請の場合、早期審査の要件である「審査請求がされていること」に加え、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 通常型 PPH 及び PPH MOTTAINAI の場合

- ① 当該出願（日本への出願）が、先行庁の出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張しているなど、先行庁の出願と特定の関係にあること^(※1)
- ② 先行庁の出願において、特許可能と判断された請求項を有すること
- ③ 当該出願（日本への出願）の全ての請求項が、先行庁出願で特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応していること
- ④ 当該出願（日本への出願）について、審査が開始されていないこと^(※2)

(2) PCT-PPH の場合

- ① 当該出願（日本への出願）に対応する国際出願の国際段階成果物^(※3)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」

と示された請求項が存在すること

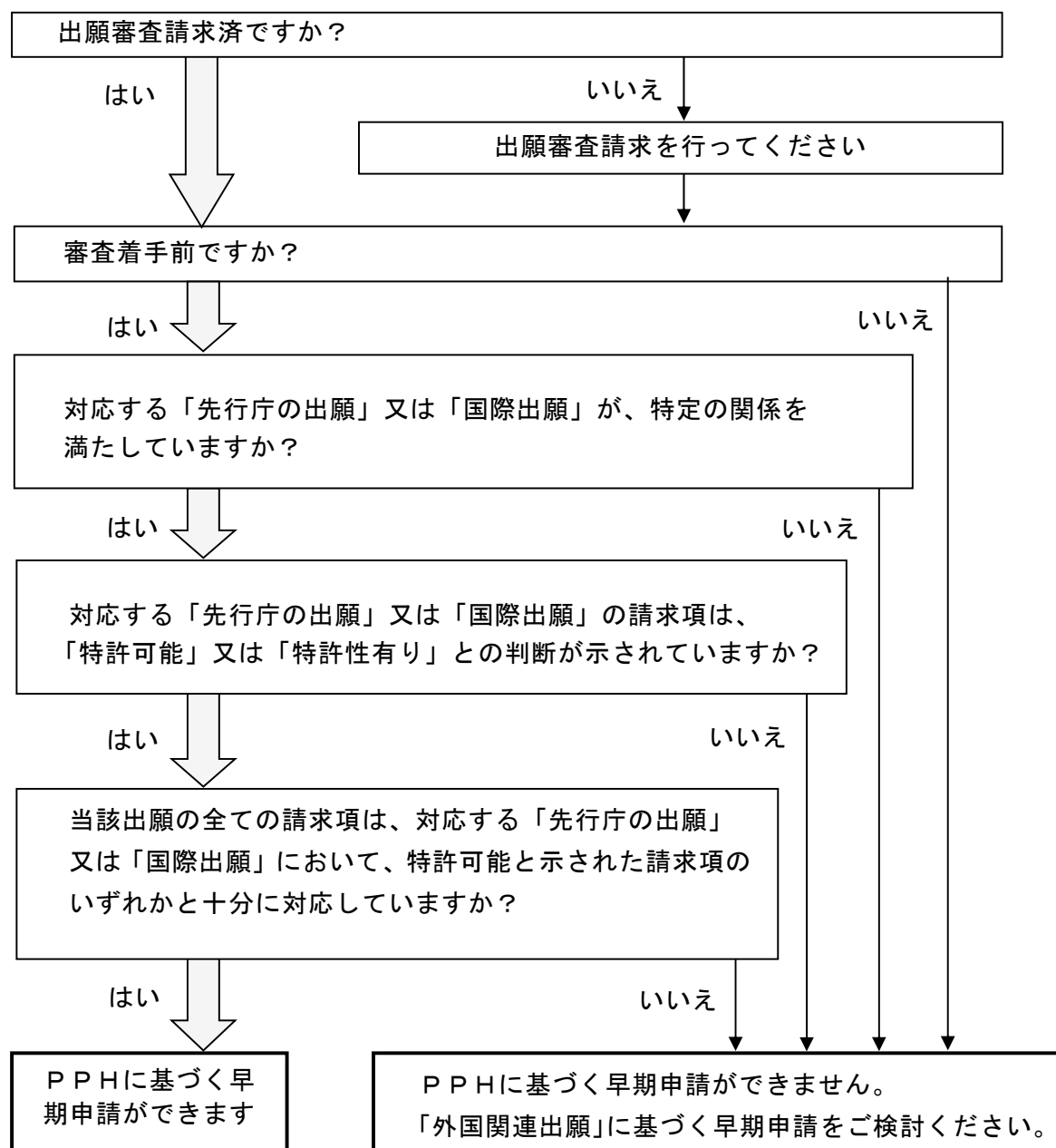
- ② 「当該出願（日本への出願）」が、対応する国際出願の国内段階であるなど、対応する国際出願と特定の関係を満たすこと^(※1)
- ③ 当該出願（日本への出願）の全ての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること
- ④ 当該出願（日本への出願）について、審査が開始されていないこと^(※2)

(※1)特定の関係は、先方庁の国・地域により要件が異なります。次頁以降に代表的な申請パターンを記載していますが、詳細につきましては、以下の URL より各国の最新ガイドラインをご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

- (※2)日本の出願における「審査が開始されていない」とは、「特許庁の審査官による以下のいずれかの通知等が到達する前」を意味します。「拒絶理由通知(特許法第50条)」、「特許査定 of 謄本の送達(特許法第52条第2項)」、「明細書における先行技術文献開示義務違反の通知(特許法第48条の7)」及び「同一発明かつ同日出願の場合の協議指令(特許法第39条第6項)」
- (※3)国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER/IPEA)のうち最新に発行されたものを指します。

4. PPHの要件判断フロー

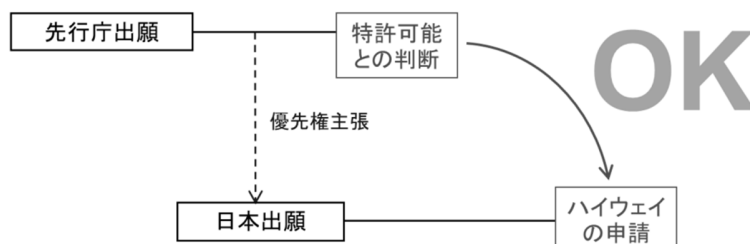


5. 特定の関係を満たす申請パターン^(*1)

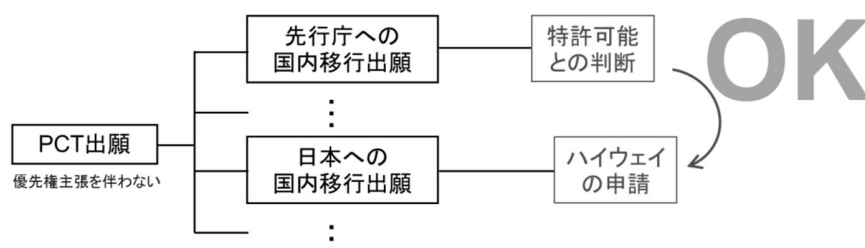
(1) 通常型 PPH の場合

当該出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、

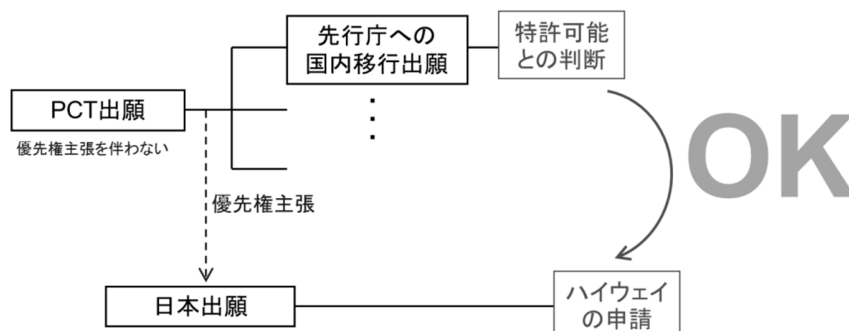
- パターン 1 第 1 庁出願である先行庁出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である



- パターン 2 優先権主張を伴わない PCT 出願の日本への国内移行出願である



- パターン 3 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である



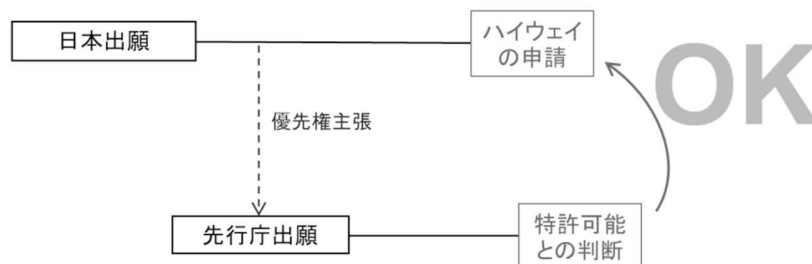
^(*1)本項には日本に申請する場合の代表的なパターンを記載しています。特定の関係は、先方庁の国・地域により要件が異なりますので、詳細につきましては、以下の URL より各国の最新ガイドラインをご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

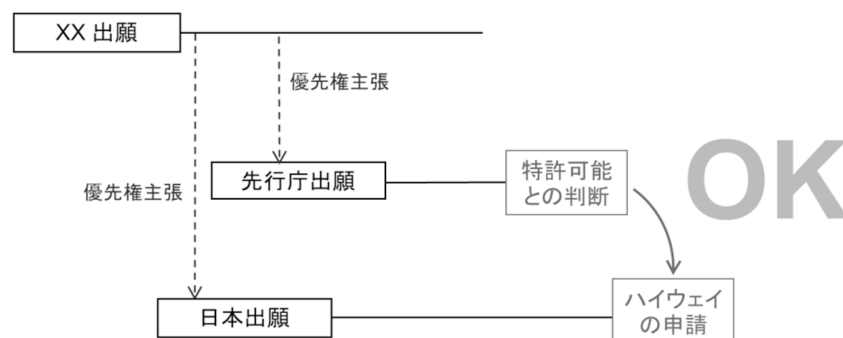
(2) PPH MOTTAINAIの場合

当該出願（PCT出願の国内移行出願も含む）が、

- パターン 4 先行庁出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である



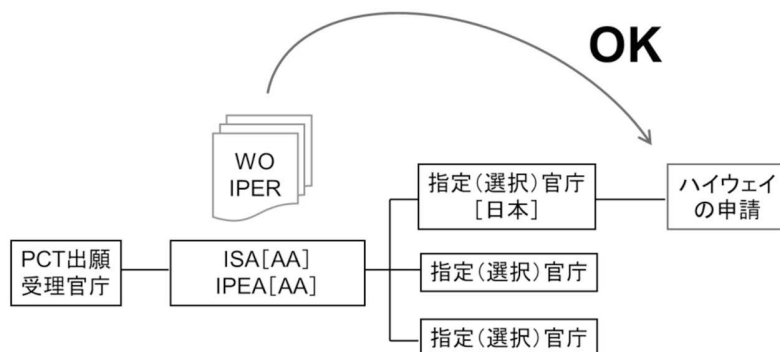
- パターン 5 先行庁出願（PCT出願の国内移行出願も含む）と同一の優先権基礎出願を有する出願である



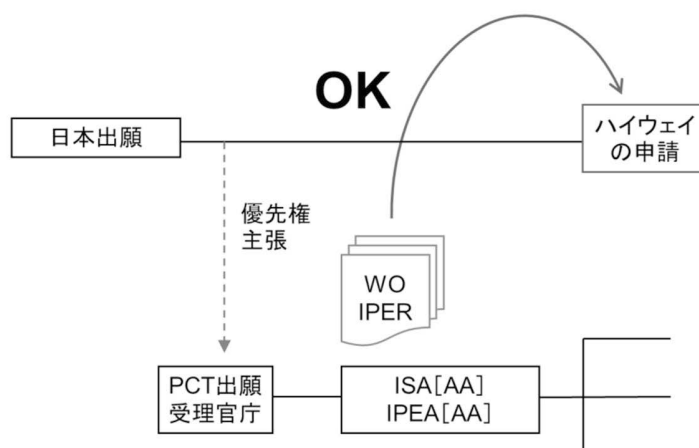
XX : 第三国

(3) PCT-PPHの場合

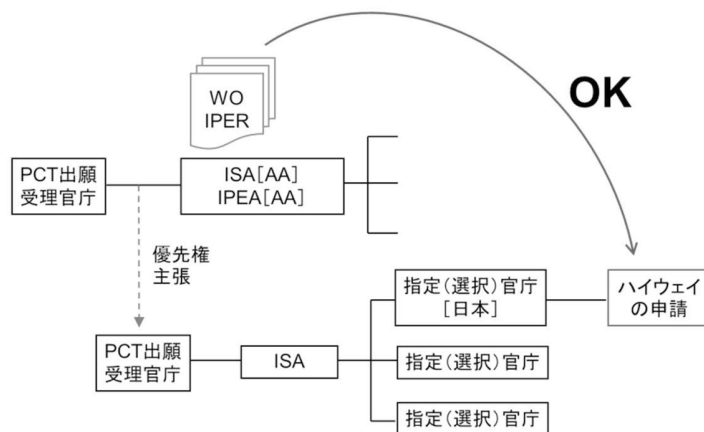
- パターン 6 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である



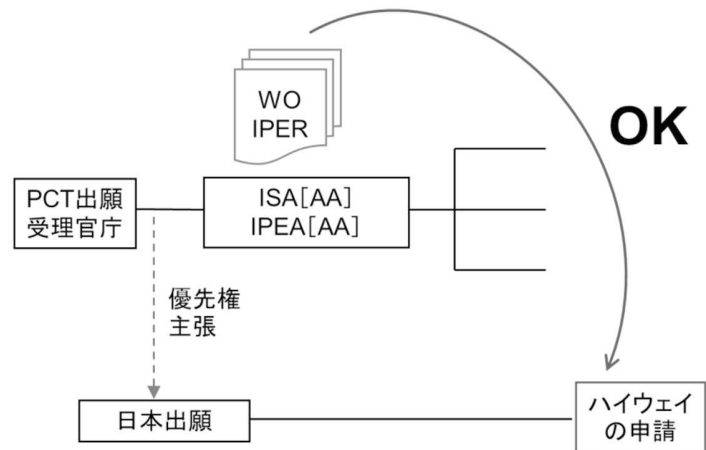
- パターン 7 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている



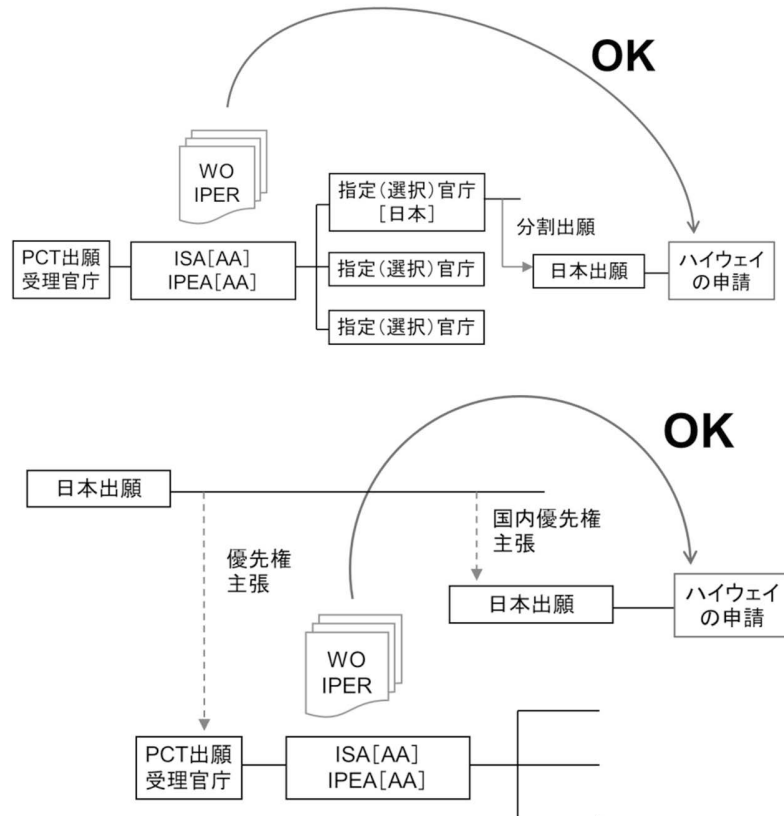
- パターン 8 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である



- パターン 9 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約優先権主張の基礎とする国内出願である



- パターン 10 当該出願は上記パターン 6～9 のいずれかの関係を満たす出願の派生出願（分割出願、国内優先権を主張する出願等）である



6. PPHに基づく早期審査の申請手続（記載要領）

日本へのPPHの申請は「早期審査に関する事情説明書」の提出により行います。通常の早期審査と同じ「早期審査様式」（「I 4.（5）」参照。）を用いて、事件の表示・提出者等の書誌的事項、早期審査に関する事情説明及びPPH申請の必要事項を記載し、必要書類を添付して提出してください。

（1）必要書類の準備・確認

PPH申請に必要な書類は、PPHの種類に応じて以下の（a）～（d）となっています。申請書類の作成前に準備・確認してください。

必要書類は原則、「早期審査に関する事情説明書」に添付し提出する必要がありますが、条件を満たす場合は、提出を省略することが可能です※。

① 通常型PPH及びPPH MOTTAINAIの場合

以下の書類を事前に準備・確認してください。

- （a）対応する先行庁出願に対して、先行庁特許庁審査官から出された全てのオフィスアクションの写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- （b）対応する先行庁出願において特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- （c）対応する先行庁審査官が引用した、引用文献の写し（引用文献の翻訳文は提出不要）
- （d）請求項対応表

※添付を省略できる書類について

上記（a）、（b）の書類が、先行庁の提供する「ドシエ・アクセス・システム^{（*1）}」から入手できる場合、出願人はこれらの書類を添付する必要はなく、「PPH申請書」あるいは「早期審査に関する事情説明書」中に（提出を省略する物件）として、当該書類名の一覧を記入すれば足ります。

ただし、先行庁が提供する書類情報が現地語（日本語・英語以外）のみの場合は、その書類の翻訳文を添付書類として提出する必要がありますのでご注意ください。各国における「ドシエ・アクセス・システム」による情報提供の可否につきましては、以下のURLの各国最新ガイドラインをご確認ください。^{（*2）}

また、上記（c）の引用文献が特許文献である場合は、添付書類として提出を省略することが可能です。

^{（*1）} ドシエ・アクセス・システムとは、審査関連情報（出願人提出書類や拒絶理由通知などの包装袋情報）を提供するシステムです。

^{（*2）} <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

② PCT-PPHの場合

以下の書類を事前に準備・確認してください。

- (a) 特許性有りとの判断が記載された最新国際段階成果物の写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- (b) 最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文
- (c) 最新国際段階成果物で提示された引用文献の写し（引用文献の翻訳文は提出不要）
- (d) 請求項対応表

なお、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄「国際出願に対する意見」に何らかの意見が記載されている場合は、PPH申請の際に、当該意見に対する釈明の記載が必要となりますので、申請前に必ず確認してください。釈明の記載を行わなかった場合は、PPHの対象となりませんのでご注意ください。

※提出を省略できる書類について

上記(a)、(b)の書類が、世界知的所有権機関(WIPO)のPATENTSCOPE(パテントスコープ)(<https://patentscope2.wipo.int/search/ja/search.jsf>)で提供されている場合は、添付書類としての提出を省略することができます。また、上記(c)の引用文献が特許文献である場合は、同様に提出の省略をすることができます。

なお、日本語で行った国際出願の場合で、かつ、PCT-PPHを申請する全ての請求項と、対応する国際出願の全ての請求項とが完全に同一である場合(請求項の削除、追加、並び替えが無く、両出願の請求項の文言がそれぞれ完全に一致している場合)には、早期審査に関する事情説明書に両出願の請求項群が同一である旨を記載することで、上記(d)の請求項対応表の提出を省略することが可能です。

(2) PPH申請書の作成

平成27年8月から、PPH申請手続の利便性の向上のため、申請の必要事項等について「PPH申請書」に記載し、「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する申請手続が開始されています。当面の間は「PPH申請書」を用いない従来の手続も並行して受け付けますが、今後新たにPPHの申請を行う際は、特段の事情がない限り、PPH申請書による手続を行ってください。

PPH申請書の利用方法

特許庁ホームページ上に掲載^(*)されたPPH申請書(WEBフォーム)をお使いのブラ

(*) ホーム > 制度・手続 > 特許 > 手続 > 審査に関する情報 > 早期審査について > 特許審査ハイウェイについて > 「ガイドライン(要件と手続の詳細)・記入様式のページ」
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

ウザに応じてダウンロードし、ご利用の端末上に保存します。次に、ダウンロードした PPH 申請書（WEB フォーム）をインターネットブラウザで開き、必要事項を入力欄に日本語で入力の上、WEB フォームの機能を利用して PPH 申請書のイメージデータを作成し保存します。

この PPH 申請書のイメージデータを「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出します。

【PPH 申請書（WEB フォーム）の画面構成】

イメージ作成等機能欄

入力欄

【PPH 申請書フォーム作成手順】

以下の手順でイメージファイルを作成して下さい。

1. 右側の PPH 申請書の各項目を入力する
2. PPH 申請書のイメージデータを作成する
3. 生成されたイメージを保存する

保存したイメージを「早期審査に関する事情説明書」の提出物件「PPH 申請書（仮）」として添付して下さい。

※各アイコンの使用方法については、下部をご参照下さい。

【一時保存及びデータ呼び出し】

一時保存

参照... ファイルが選択されていません。

データ呼び出し

【提出資料(イメージファイル)の保存】

イメージ保存

※イメージ保存を押して動作しなければ、下記「開く」を押して、開かれたページの画像を右クリック「名前を付けて画像を保存(S)」を選択して保存して下さい。

【入力したデータを消去する場合】

クリア

【イメージが生成できない場合】

テキスト生成

<各アイコンの使用方法>

PPH 申請書
 (REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) PILOT PROGRAM)

A. 書誌事項※必須 (Bibliographic Data)

出願番号* (Application Number)

B. 必要事項※必須 (Request)

出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:
 (Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) pilot program based on:)

先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	アイテムを選択してください。 ▼
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	☐ 国内出願の審査結果を利用 (PPH又は PPH MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s))
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	☐ PCT国際段階成果物を利用 (PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)

+

-

(例) PCT/US2013/000001

+

-

C. 必要書類 (Required Documents)

I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文 * ※必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)
(OEE Work Products and, if required, Translations)

1. ☐ 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する
(A copy of OEE work products is attached; or)
☐ ドシエ照会又は PATENTSCOPE において、オフィスアクションの情報が提供されている
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

2. ☐ 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する
(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)
☐ ドシエ照会又は PATENTSCOPE において、上記1. の英語翻訳が提供されている
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 * ※必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)
(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)

(3)「早期審査に関する事情説明書」の作成

P P H申請書を利用する場合の早期審査に関する事情説明書の作成要領は以下のとおりです。

① 書誌的事項の記載要領

通常の早期審査の申請と同様に、提出日、事件の表示、提出者及び代理人の各欄を記入してください（詳細は、「I 5.「早期審査に関する事情説明書」の記載要領」を参照）。早期審査の種別欄は「特許審査ハイウェイ」と記載してください。

②【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

「1. 事情」欄では、当該出願（日本への出願）と先行庁の出願（又は国際出願）との関係性を説明し、P P Hプログラムによる早期審査の申請である旨を記載します。その際、対応する先行庁の出願番号等^(*)も記載してください。

③【提出物件の目録】の記載要領

【提出物件の目録】は添付する物件に関し記載するもので、作成したP P H申請書のイメージデータは提出物件として【内容】の欄に添付してください。

また、(1)で確認した先行庁のオフィスアクションや非特許文献等の必要書類について、「早期審査に関する事情説明書」に添付する書類は「早期審査に関する事情説明書」の【提出物件の目録】欄に特定できる形で書類毎に項目分けして記載し、【内容】の欄に添付してください。なお、オンライン手続の場合、【物件名】は50文字までしか記入できません。50文字を超える場合は、物件名を「非特許文献1」などとし、正確な提出物件名はそれとの対応がわかるように「1. 事情」欄に記入してください。

提出すべき書類の添付を省略する場合や、P C T－P P Hに基づく早期審査の申請における最新国際段階成果物の第Ⅷ欄の国際出願に対する意見への釈明の記載等については、早期審査に関する事情説明書ではなく、P P H申請書にご記載ください（詳細は、以下の記載例を参照）。

※従来の申請手続（P P H申請書を利用しない場合）

(3) ①、②と同様に書誌的事項、事情を記載してください。なお、P C T－P P Hに基づく早期審査の申請において、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄に国際出願に対する意見が記載

(*) 通常型 PPH、PPH MOTTAINAI の場合は、出願番号の他、公報番号又は特許番号等、先行庁の案件が特定できる番号を記入し、PCT-PPH の場合は、国際出願番号を記入してください。

されている場合は、特許性についての何らかの釈明を「1. 事情」に記載してください（釈明の記載が無い場合はP P Hの対象となりませんのでご注意ください。）。次に、【提出物件の目録】欄に上記（1）の準備・確認により「添付して提出すべき書類」と判断した書類を、特定できる形で書類毎に項目分けし添付してください。この時、必要書類が各国のドシエアクセスシステム又はパテントスコープにより提供されており、省略が可能な場合は（提出を省略する物件）の項目を設け、書類名の一覧を記載してください。また、特許庁へ既に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示を記入してください。援用する物件に限っては、【添付物件】に【物件名】や【内容】を記載しないでください（詳細は記載例を参照）。

（4）特許庁への提出

① 提出方法

通常の早期審査の申請と同様「オンライン」「持参」「郵便・信書便」いずれの方法も可能です。詳細は、「I 4. 早期審査の申請手続」を参照してください。

② 手数料

通常の早期審査の申請と同様、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

(記載例 1)

<前提>

PPH申請書：利用する

利用する審査結果：米国特許商標庁の審査結果を利用する（通常型 PPH）

先行庁との関係性：当該出願が米国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：先行庁が提供する「ドシエ・アクセス・システム」を利用し、一部提出書類（前述 6 .

(1) ①(a), (b)) を提出省略する。

PPH申請書及び非特許文献（1 件）を添付。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願の優先権主張の基礎となる対応米国出願（出願番号 13/000000）に対し、米国特許商標庁により特許可能との判断がなされている。

以下において、「非特許文献 1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座（第 11 巻）コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

事情では、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請」である旨、及び、本願と対応出願との関係性について記入

複数対応出願がある場合は、その全ての対応出願について本願との関係性を記入

【提出物件の目録】

【物件名】 PPH申請書 1

【物件名】 非特許文献 1

【添付物件】

【物件名】 PPH申請書

【提出物件の目録】に記載した【物件名】と同じ名前を記入

【内容】

当該書類をイメージ添付。(PPH 申請書の具体的な入力内容は次頁参照)

【物件名】 非特許文献 1

【内容】

当該書類をイメージ添付

PPH申請書 (REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)							
A. 書誌事項 ※必須 (Bibliographic Data)							
出願番号 * (Application Number)	特願0000-000000						
B. 必要事項 ※必須 (Request)							
出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請: (Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)							
先行庁 (国際調査機関又は国際予審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	米国特許商標庁(USPTO)						
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	☒ 国内出願の審査結果を利用(PPH又はPPH-MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s))						
	☐ PCT国際段階成果物を利用(PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)						
先行庁の対応出願番号(国際出願番号を含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	<table border="1"> <tr> <td>+</td> <td>-</td> <td>13/000000</td> </tr> <tr> <td>+</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	+	-	13/000000	+	-	
+	-	13/000000					
+	-						
C. 必要書類 (Required Documents)							
I. 先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文 * 必須 (OEE が日本国特許庁の場合除く) (OEE Work Products and, if required, Translations)							
1. ☐ 先行庁のオフィスのアクションの写しを添付する (A copy of OEE work products is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスのアクションの retrieval を依頼する (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
2. ☐ 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 * 必須 (OEE が日本国特許庁の場合除く) (Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)							
3. ☐ 先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付する (A copy of all claims determined to be patentable/allowable by OEE is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能と判断された請求項の retrieval を依頼する (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
4. ☐ 上記3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記3. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
III. 引用文献 * (Documents Cited in OEE Work Products (if required))							
5. ☒ 引用非特許文献を添付する (A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or) ☐ 引用非特許文献も引用特許文献もなし (No references cited)							

複数の対応出願番号が存在する場合は、その全ての対応出願番号を入力

必要書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付し提出する場合は上側に、提出を省略する場合は下側にチェック

⑤引用非特許文献を「早期審査に関する事情説明書」に添付する場合は上側に、引用文献が全くない場合は下側にチェック（引用文献が特許文献のみの場合はチェック不要）

IV. 先の提出書類の採用の表示 (Previously submitted documents)				
6. ☐ 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を採用する (If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify.)				
+	- (先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文) 入力欄			
+	-			
+	- (先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文) 入力欄			
+	-			
+	- (引用非特許文献) 入力欄			
+	-			
V. 提出物件(採用する物件は除く)(List of names of documents submitted) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				
VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for submission)				
+	- (先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文) 入力欄			
+	- 0000年00月00日付 ファイナル オフィスのアクションの写し			
+	- 0000年00月00日付 特許許可通知の写し			
+	- (先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文) 入力欄			
+	- 0000年00月00日付 米国特許第0000000号の写し (部分 4/6)			
+	- (引用特許文献) 入力欄			
+	- 米国特許出願公開第0000/0000000号公報			
D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)				
☐ 先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する (請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する) (All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)				
☒ 請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)				
+	-	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント(複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応 する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)
+	-	1	2	両クレームは記載形式を除いて同一である
+	-	2	3	両クレームは同一である
+	-	3	4	両クレームは記載形式を除いて同一である
E. 見解書、予備審査報告の第VIII欄(国際出願に対する意見)に対する意見 (explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA...)				
出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s)) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				
提出日 (Date) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				
提出者 (Signature(e) of the applicant/representative) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				

提出を省略する物件の提出日や書類名、文献番号等を入力

先行庁の対応請求項の番号は「先行庁における特許可能な請求項」として記載した文献に用いられている番号を記載

(記載例 2)

<前提>

P P H申請書：利用する

利用する審査結果：中国特許庁が作成した国際段階成果物を利用する(P C T－P P H)

先行庁との関係性：P C T出願を優先権主張基礎とし、国内移行した出願

その他：W I P Oが提供する「パテントスコープ」を利用し、一部提出書類(前述 6.(1) ② (a), (b))を提出省略する。

国際段階において特許性有りとなされた請求項の翻訳文を援用。

国際予備審査報告書第Ⅷ欄に記載された国際出願に対する意見への釈明を記載。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願は、国際出願(PCT/CN000000/000000)の国内移行出願であり、当該国際出願の特許請求の範囲に対しては、中国国家知識産権局が作成した最新国際段階成果物において特許性有りとの判断が明示されている。

事情では、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請」である旨、及び、本願と対応出願との関係性について記入

【提出物件の目録】

【物件名】 P P H申請書 1

【物件名】 0000 年 00 月 00 日付 W0/ISA の写しの翻訳文 1

【添付物件】

【物件名】 P P H申請書

【提出物件の目録】に記載した【物件名】と同じ名前を記入

【内容】

当該書類をイメージ添付(P P H 申請書の具体的な入力内容は次頁参照)

【物件名】 0000 年 00 月 00 日付 W0/ISA の写しの翻訳文

当該書類をイメージ添付

※注意

【物件名】に記載した物件を援用することで提出省略する場合は、【援用の表示】を設けてその旨記載する必要があるが、P P H申請書の「C. 必要書類」で援用省略する書類については、同申請書の中で援用省略の記載を行うので、早期審査の事情説明書の【提出物件の目録】欄に当該物件や【援用の表示】の記載は不要

PPH申請書 (REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)							
A. 書誌事項 (Bibliographic Data)							
出願番号 (Application Number)	特願0000-000000						
B. 必要事項 (Request)							
出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請: (Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)							
先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)(Office of Earlier Examination (OEE))	中国国家知識産権局(CNIPA)						
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	☐ 国内出願の審査結果を利用 (P P H 又は P P H M O T T A I N A I) (National/Regional Office Action(s)) ☒ P C T 国際段階成果物を利用 (P C T – P P H) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)						
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	<table border="1"> <tr> <td>+</td> <td>—</td> <td>PCT/CN0000/000000</td> </tr> <tr> <td>+</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	+	—	PCT/CN0000/000000	+	—	
+	—	PCT/CN0000/000000					
+	—						
C. 必要書類 (Required Documents)							
I. 先行庁のオフィリアクションの写し、及び、その翻訳文 (OEE Work Products and, if required, Translations)							
1. ☐ 先行庁のオフィリアクションの写しを添付する (A copy of OEE work products is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、オフィリアクションの情報が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
2. ☒ 上記 1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or) ☐ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記 1. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 (Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)							
3. ☐ 先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付 (A copy of all claims determined to be patentable/allowable by the OEE is attached) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能な請求項の情報が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)	ドシエ照会又は PATENTSCOPE において、必要書類が英語以外の言語しか提供されていない場合は、翻訳文を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出 翻訳文を既に日本国特許庁へ提出している場合は、援用することが可能 (援用を行う場合の記載例は下記参照)						
4. ☒ 上記 3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached) ☐ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記 3. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
III. 引用文献 (Documents Cited in OEE Work Products (if required))							
5. ☐ 引用非特許文献を添付する (A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or) ☐ 引用非特許文献も引用特許文献もなし (No references cited)							

IV. 先の提出書類の援用の表示 (Previously submitted documents)		援用する場合はここをチェック		
6. 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を援用する (If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify:)				
+	—	(先行庁のオフィスクレームの写し、及び、その翻訳文)		
+	—			
+	—	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)		
+	—	国際公開第0000/000000号公報の翻訳文		
+	—	(援用)PCT/XX0000/000000令和00年00月00日付国際出願翻訳文提出書		
+	—	(引用非特許文献)		
+	—			
V. 提出物件 (援用する物件は除く) (List of names of documents 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。)		先に提出した書類を援用する場合は、記入例のように2 行セットで記入		
VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for		援用する書類の情報 (出願番号及び書類名) を記入		
+	—	(先行庁のオフィスクレームの写し、及び、その翻訳文)		
+	—	0000年00月00日付 WO/ISAの写し		
+	—	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)		
+	—	国際公開第0000/000000号公報		
+	—	(引用特許文献)		
+	—	中国特許出願公開第000000000000号公報		
D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)				
□ 先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する (請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する) (All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)				
■ 請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)				
+	—	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント (複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出 願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)
+	—	1	2	両クレームは同一である
+	—	2	3	請求項2は国際段階の請求項2を国際段階の請求項3に従属させたもの
+	—	3	4	両クレームは記載形式を除いて同一である
E. 見解書、予備審査報告の第VIII欄 (国際出願に対する意見) に対する釈明 (explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA or IPER)				
第VIII欄には、請求項2は明細書によって十分に裏付けされていないとの意見が記載されている。 そこで、請求項2にXXXの技術的特徴を追加して限定する補正を行ったので、請求項2は明細書によって 十分に裏付けられたと思量する。				
PCT-PPH を利用する場合で、最新国際段階成果物の第VIII欄に おいて「国際出願に対する意見」が述べられている場合には必 ず釈明を入力				
出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s)) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				
提出日 (Date) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				
提出者 (Signature(e) of the applicant/representative) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。				

(記載例 3)

<前提>

P P H申請書：利用しない

利用する審査結果：米国特許商標庁の審査結果を利用する（通常型 P P H）

先行庁との関係性：当該出願が米国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：先行庁が提供する「ドシエ・アクセス・システム」を利用し、一部提出書類（前述 6 .
(1) ①(a), (b)) を提出省略する。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

対応出願番号及び対応関係の説明

本出願は、米国特許商標庁への対応出願（出願番号 0 0 / 0 0 0 0 0 0）をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイプログラムに基づく早期審査の申請を行う。

(提出を省略する物件)

6.(1)①(b)特許許可請求項の写し

6.(1)①(a)OA の写し

(物件名) **年**月**日付の対応米国出願に対するファースト・オフィス・アクションの写し

(物件名) **年**月**日付の対応米国出願に対する特許許可通知の写し

(物件名) 対応米国出願の特許公報である米国特許第 0 0 0 0 0 0 号公報

(物件名) 対応米国出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 0 号公報

(物件名) 対応米国出願に対して引用された日本国特許第 0 0 0 0 号公報

6.(1)①(c)引用文献の写し

【提出物件の目録】

6.(1)①(d)請求項対応表

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【添付物件】

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

書類イメージを添付

本出願の 請求項	米国で特許可能と された請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	"
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	"
5	1	請求項 5 は、対応する米国出願の請求項 1 に A という技術的特徴を付加したものである。

(記載例 4)

<前提>

PPH申請書：利用しない

利用する審査結果：ロシア特許庁の審査結果を利用する (PPH MOTTAINAI)

先行庁との関係性：当該出願及びロシア出願が共に英国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：「ドシエ・アクセス・システム」が利用できないため、提出書類 (前述 6. (1) ①(a), (b) は、書類イメージを添付する。また、引用非特許文献が存在するため、書類イメージを添付して提出する。

【早期審査に関する事情説明】

対応出願番号及び対応関係の説明

1. 事情

本出願とロシア特許庁への対応出願 (出願番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0) は、共に英国知的財産庁への一つの出願 (出願番号 0 0 0 0 0 0 . 0) に対してパリ条約に基づく優先権を有効に主張する出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

オンライン手続の場合、文献名が長い場合 (50 文字以上の場合)、【物件名】の欄に直接記入が出来ないため、「1. 事情」の中に正式な文献名を記載し、【物件名】には適当な名前を付けて記載する (例では「引用非特許文献 1」と記載)

以下において、「引用非特許文献 1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座 (第 11 巻) コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

(提出を省略する物件)

(物件名) 対応ロシア出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 号公報

6. (1)①(c)引用文献の写し

【提出物件の目録】

6. (1)①(d)請求項対応表

6. (1)①(a)OA の写し及び翻訳文

【物件名】 ロシア出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する拒絶理由通知の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する特許査定書の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 対応ロシア出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 引用非特許文献 1 1

6. (1)①(b)特許許可請求項の写し

6. (1)①(c)引用文献の写し

【添付物件】

【物件名】 ロシア出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

書類イメージを添付又はテキストを記入

本出願の 請求項	ロシアで特許可能 とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、対応するロシア出願の請求項1にAという技術的特徴を付加したものである。

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する拒絶理由通知の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する特許査定書の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 対応ロシア出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 引用非特許文献 1

【内容】

当該書類をイメージ添付

(記載例 5)

<前提>

P P H 申請書：利用しない

利用する審査結果：国際予備審査機関としての韓国特許庁が作成した国際予備審査報告書
(P C T - P P H)

国際出願との関係性：当該出願が、対応する国際出願の国内移行出願である

その他：W I P O が提供する「パテントスコープ」を利用することで、提出書類（前述 6 . (1)
② (a) , (b) ）を提出省略する。ただし、6 . (1) ② (b) の翻訳文については、先に提出
した国際出願翻訳文を援用する。

また、国際予備審査報告書第Ⅷ欄に記載された国際出願に対する意見について、釈明
を行う。

【早期審査に関する事情説明】

対応国際出願番号及び対応関係の説明

1. 事情

本出願は国際出願（出願番号 P C T / K R 0 0 0 0 / 0 0 0 0 0 0 ）の国内移行出願で
あり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。当該国際出願に
ついて国際予備審査機関としての韓国特許庁が作成した国際予備審査報告において、特
許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

6. (1)②(a) 最新国際段階成果物の写し及びその翻訳文

(提出を省略する物件)

(物件名) **年**月**日付の対応国際出願に対する I P E R の写し及びその翻訳文

(物件名) 最新国際段階成果物で特許性有りと判断されたクレームの写し

(物件名) 対応国際出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 0 0 号明細書

(物件名) 対応国際出願に対して引用された日本国特許第 0 0 0 0 0 0 号公報

6. (1)②(b) 特許性有りと示された請求項の写し

6. (1)②(c) 引用文献の写し

(第Ⅷ欄に記載された意見についての釈明)

第Ⅷ欄には、請求項 7 は明細書によって十分に裏付けされていないとの意見が記載
されている。そこで、請求項 7 に X X X の技術的特徴を追加して限定する補正を行ったので、
請求項 7 は明細書によって十分に裏付けられたと思量する。

【提出物件の目録】

6. (1)②(d) 請求項対応表

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 最新国際段階成果物で特許性有りと判断されたクレームの翻訳文 1

【援用の表示】 本願に係る令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の特許協力条約第 3 4 条補正
の翻訳文提出書を援用する。

6. (1)②(b) 特許性有りと示された請求項の翻訳文

【添付物件】

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の 請求項	国際段階で特許可能 とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	”
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	”
5	1	請求項 5 は、国際段階の請求項 1 に A という技術的特徴を付加したものである。
6	5	両クレームは、同一である。
7	7	請求項 7 は、国際段階の請求項 7 に XXX という技術的特徴を付加したものである。

書類イメージを添付又はテキストを記入

(記載例6)

<前提>

P P H申請書：利用しない

利用する審査結果：国際調査機関としての日本国特許庁が作成した見解書（P C T－P P H）

国際出願との関係性：当該出願が対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている出願である

その他：日本語で行った国際出願の全ての請求項は、本出願の全ての請求項と完全に同一であるため、対応表の添付を省略^(*5)する。

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情	対応国際出願番号及び対応関係の説明
本出願は国際出願（出願番号P C T／J P 0 0 0 0 / 0 0 0 0 0 0）のパリ条約優先権主張の基礎となっている出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。 当該国際出願について国際調査機関としての日本国特許庁が作成した見解書において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。 なお、国際出願と本出願の請求項は完全に同一であるため、対応関係を示す書面の添付は省略する。	
請求項が完全同一であるため、対応表を省略する旨を記載	

^(*5) 請求項対応表の添付省略が認められるのは、「国際出願（日本語出願）」かつ「請求項の追加、削除、並び替えがなく、両出願の請求項の文言がそれぞれ完全に一致している」場合に限られます。

7. 審査手続等

(1) 審査手続

① 選定手続

特許審査ハイウェイに基づく早期審査を希望する旨が記載された「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付するか否かの選定が行われます。不足している書類がある場合は、出願人（代理人）に問い合わせを行うことがあります。

② 選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人（代理人）に通知されます。

8. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101（内線3106）

E-mail PA2210@jpo.go.jp

Ⅲ スーパー早期審査の手続について

1. スーパー早期審査の対象となる出願

スーパー早期審査の対象となる出願は、出願審査の請求がなされている^(注1)審査着手前^(注2)の出願であって、以下の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす特許出願となります。

- (1) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」であること^{(注3)(注4)(注5)}
- (2) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること

(注1) 審査請求手続とスーパー早期審査申請の手続は同時でも構いません。

(注2) 「審査着手前」とは、「特許庁の審査官による以下のいずれかの通知等が到達する前」を意味します。

- ・ 拒絶理由通知（特許法第50条）
- ・ 特許査定 of 謄本の送達（特許法第52条第2項）
- ・ 明細書における先行技術文献開示義務違反の通知（特許法第48条の7）
- ・ 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特許法第39条第6項）

(注3) 「実施関連出願」及び「外国関連出願」の条件は、早期審査と同じです。

(注4) ベンチャー企業による出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

(i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

(ii) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人*

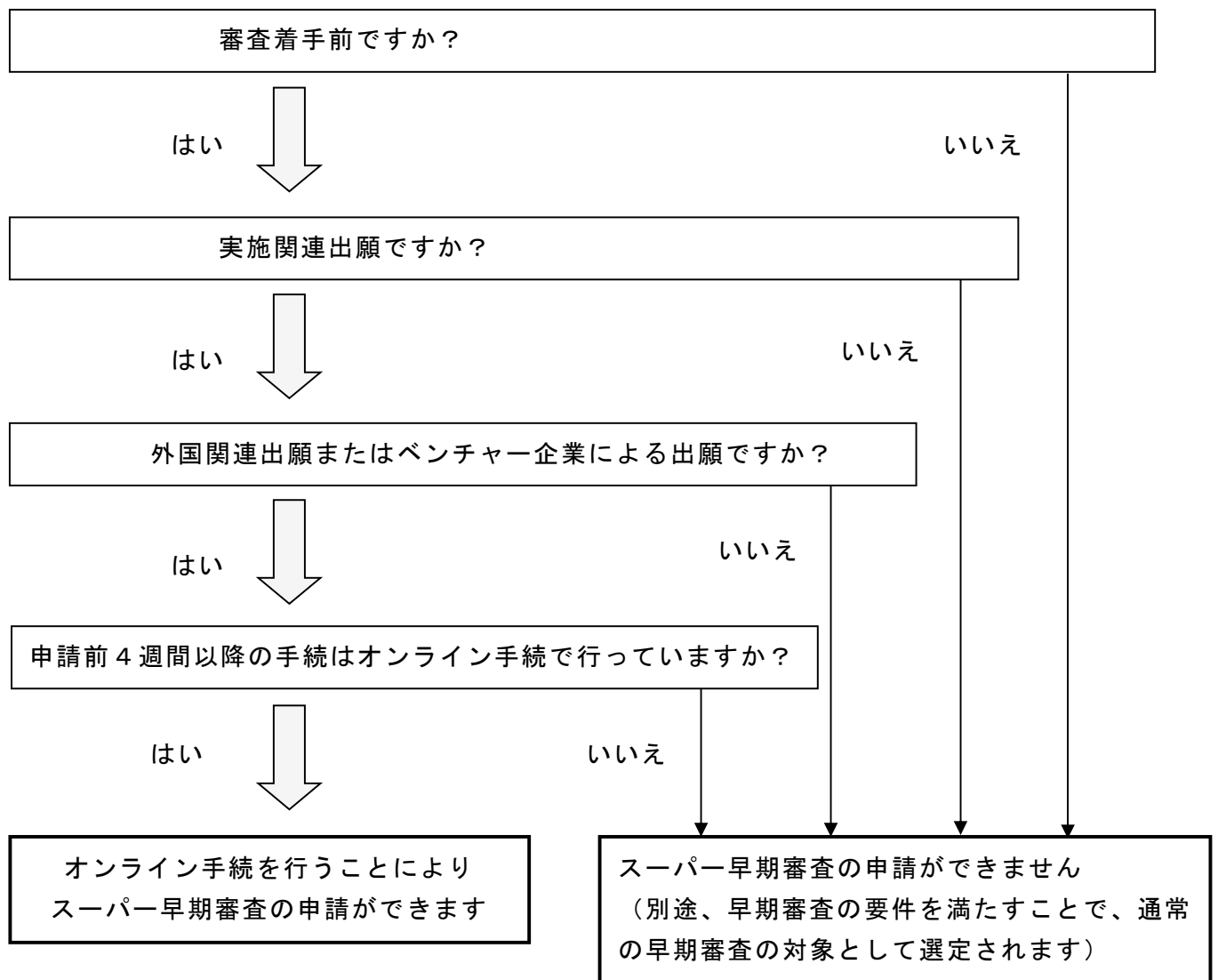
(iii) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人*

*他の大企業に支配されていないことは以下の a) 及び b) に該当していることを指します。

a) 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと

b) 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していないこと

(注5) ベンチャー企業対応面接活用早期審査と併用して、スーパー早期審査の申請はできません。

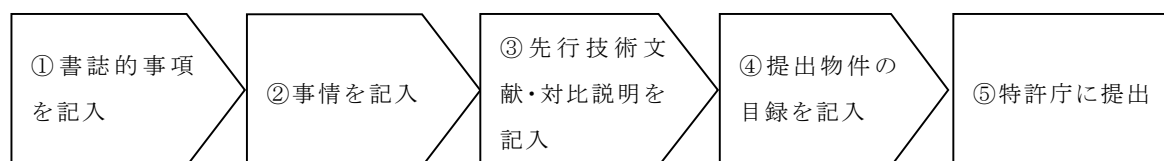


2. スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請手続の流れは、通常の早期審査の申請手続と同様であり、概略は以下のとおりです。

スーパー早期審査の申請に当たっては、通常の早期審査の申請と同じ、「早期審査様式1」（「I 4.（5）①」参照）を用いてください。

以下、スーパー早期審査の申請に特に必要となる点について、①～⑤の順に記載要領を示します。



（1）「実施関連出願」かつ「外国関連出願」の場合

① 書誌的事項の記載要領

通常の早期審査の申請と同様に、提出日、事件の表示、提出者及び代理人の各欄を記載してください（詳細は、「I 5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領」を参照してください。）。早期審査の種別欄は「スーパー早期審査」と記載してください。

② 「事情」の記載要領

冒頭に、「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。「スーパー早期審査を希望する」以外の表現を用いた場合、スーパー早期審査の申請とは取り扱われないことがあります。また、実施関連出願かつ外国関連出願であることを詳細に記載してください。

外国関連出願、実施関連出願のそれぞれの要件についての必要な記載の程度は、通常の早期審査の場合と同じです。

<実施関連出願であることの説明>

製品を実際に製造販売している場合や、スーパー早期審査の申請から2年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

<外国関連出願であることの説明>

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。これらの番号が記載されている場合には、出願日の記載及び

日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出を省略することができます。

（記載例：既に製品を製造・販売している場合かつ外国出願済の場合）

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スーパー早期審査を希望する。

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を平成〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

また、欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

よって、当該出願は実施関連出願であり、かつ外国関連出願である。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

※なお、外国関連出願において、上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付してください（添付の方法は、「④【提出物件の目録】の記載要領」を参照してください）。

（記載例：申請から2年以内に生産開始する場合かつ外国出願済の場合）

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

スーパー早期審査を希望する。

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

また、欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号は〇〇〇〇〇〇〇〇である。

よって、当該出願は実施関連出願であり、かつ外国関連出願である。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

スーパー早期審査の申請を行う場合、先行技術調査を行った結果、及び、発見された先行技術文献との対比説明を必ず記載してください。

※中小企業、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認TLO、認定TLO又は試験独法関連TLOも、先行技術調査を必ず行ってください。

③－１ 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は簡略記載が可能です（「Ⅰ ５．（３）②」を参照）。

③－２ 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください。

なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です（「Ⅰ ５．（３）②」を参照）。

		外国特許庁の調査結果	
		あり	なし
明細書中の調査結果・対比説明の記載	あり	外国特許庁での調査結果で引用された先行技術文献の開示と対比説明が必要	簡略記載が可能
	なし	外国特許庁での調査結果で引用された先行技術文献の開示と対比説明が必要	先行技術調査を行い、先行技術文献を開示。更に、本願発明と先行技術との対比説明が必要

<分割出願である場合>

分割出願である場合、【早期審査に関する事情説明】中に、「３．分割の実体的要件を満たすことの説明」の欄を設け、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等を記載してください（スーパー早期審査の申請時に既に上記の説明が上申書で提出されている場合は、改めて、事情説明書に記載する必要はありません。）。

分割の実体的要件を満たすこと等の説明等が記載されていない場合は、スーパー早期審査の対象外となりますので、十分留意してください。

（記載例）

【早期審査に関する事情説明】

3. 分割の実体的要件を満たすことの説明

.....

(記載の詳細は、特許庁HP「出願を分割する際の説明書類に関する出願人への要請について、平成21年6月29日、特許審査第一部調整課審査基準室」参照

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/sakusei/bunkatu_yousei.html)

④ 【提出物件の目録】の記載要領

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。ただし、通常の早期審査と同様に、先行技術文献の写しの添付を省略できる場合があります(詳細は、「I 5. (4) ①～③」を参照してください)。

先行技術文献を添付する場合、必ずイメージデータとして組み込み、オンラインで手続を行ってください。書面手続の場合はスーパー早期審査の対象外となります。

また、早期審査に関する事情説明補充書が提出された場合も同様にスーパー早期審査の対象外となりますので留意してください。

⑤ 特許庁への提出

a) 提出方法 : オンラインのみ

「早期審査に関する事情説明書」は、必ずオンラインで手続を行ってください(書面による特許庁への持参又は郵便等での提出方法を使った場合は、スーパー早期審査の対象外となりますので留意してください。)

b) 手数料

通常の早期審査の申請と同様、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

(2) ベンチャー企業による出願かつ「実施関連出願」の場合

① 書誌的事項の記載要領

上記2.(1). ①を参照してください。

② 「事情」の記載要領

冒頭に、「ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。「ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する」以外の表現を用いた場合、スーパー早期審査の申請とは取り扱われないことがあります。また、ベンチャー企業による出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。

＜ベンチャー企業による出願であることの説明＞

「ベンチャー企業による出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記 1. (注 4) に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記謄本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

ベンチャー企業による出願であることに関する必要な記載の程度は、ベンチャー企業対応面接活用早期審査の場合と同じです（「I 5. (2) ⑦」を参照）。

＜実施関連出願であることの説明＞

製品を実際に製造販売している場合や、スーパー早期審査の申請から 2 年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当するので、その実施状況を記載します。

実施関連出願であることに関する必要な記載の程度は、通常の早期審査の場合と同じです（「I 5. (2) ③」を参照）。

（記載例：資本金 3 億円以下の研究開発型ベンチャー企業が発明に係る試作品を申請から 2 年以内に他社に提供する場合）

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する。

（1）ベンチャー企業による出願であることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は資本金〇億円であるから資本金 3 億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から 10 年未満であり、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「スーパー早期審査の取扱い」に定めるベンチャー企業である。

（2）実施関連出願であることの説明

出願人は請求項 1 に記載された〇〇〇〇装置の研究開発を行っている研究開発型の企業であり、自身が研究開発した〇〇〇〇装置について、他社と提携して製品化を図る予定である。そして、出願人は、他社との提携の検討

のために、当該請求項に係る〇〇〇〇装置の試作品を、今後２年以内に他社に提供することを予定しているから、この出願は出願人による実施関連出願である。

（記載例：小規模企業が申請から２年以内に生産開始する場合）

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する。

（１）ベンチャー企業による出願であることの説明

出願人株式会社〇〇〇〇は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は３人であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から１０年未満であり、かつ大企業（資本金額又は出資金額が３億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

（２）実施関連出願であることの説明

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を２年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

（記載例：個人事業主が既に製品を製造・販売している場合）

【早期審査に関する事情説明】

１．事情

ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する。

（１）ベンチャー企業による出願であることの説明

出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であって、〇〇〇〇年〇月〇日に事業を開始したため事業開始後１０年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

（２）実施関連出願であることの説明

請求項１に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を〇〇〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

③「先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

I 5.(3)①の「中小企業・個人・大学・公的研究機関・TLO」の場合と同様、ベンチャー企業が単独で出願する場合においては、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名を記載することが必要です。

③－１ 明細書に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

ベンチャー企業が単独で出願する場合については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします。（「I 5.(3)① a）」を参照）。

③－２ 明細書中に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、簡略記載が可能です（「I 5.(3)① b）」を参照）。

③－３ 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、対比説明の欄に対比説明を記載することが必要です（「I 5.(3)① c）」を参照）。

<分割出願である場合>

上記2.(1)③を参照してください。

④「提出物件の目録」の記載要領

上記2.(1)④を参照してください。

⑤ 特許庁への提出

上記2.(1)⑤を参照してください。

3. 手続上の留意点

以下のA～Dの場合には、スーパー早期審査の対象外とし、通常の早期審査として取り扱いますので留意してください。

- A. スーパー早期審査の申請前4週間でオンライン手続以外の手続が発生した場合（オンラインでの受領を行わず、書面での発送になった場合も含む。）
- B. スーパー早期審査の申請以降に出願人の庁に対する手続に方式不備等があり、審査に遅延が生じた場合
- C. 拒絶理由通知書の発送の日から30日以内（在外者の場合は2か月以内）に応答がなされなかった場合
- D. 分割出願について、上申書又は早期審査に関する事情説明書により、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等がなされていない場合

具体的には、次に示すそれぞれの時点で、以下の点に留意してください。

＜スーパー早期審査の申請時＞

- (1) 包括委任状等、書面での提出が必要な手続は、スーパー早期審査の申請の4週間より前に行ってください。
- (2) 「早期審査に関する事情説明書」に手続上の不備がないことを十分に確認した上で手続してください。
- (3) 「早期審査に関する事情説明書」は、提出物件の添付も含めて必ずオンラインで手続してください。
- (4) DO出願の場合の申請手続は、可能な限り、国内出願番号で行ってください。国際出願番号で手続を行った場合には、出願番号特定通知書をオンラインで発送いたしますので、早期に受領してください。
- (5) DO出願の場合は、可能な限り、条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しの提出は行わないでください。同様の補正が必要な場合は、特許請求の範囲（条約第34条補正にて、明細書、図面の補正がなされている場合には、明細書、図面も含む）を全文補正する旨の手続補正書をオンラインで提出することにより行ってください。条約第19条補正の写し、条約第34条補正の写しが提出されている場合は、期限内に一次審査が行えない場合があります。
- (6) 分割出願の場合は、分割の実体的要件を満たすこと等の説明をしてください。この説明は、「早期審査に関する事情説明書」に記載する代わりに上申書で提出することも可能です（スーパー早期審査の申請時に、既に上申書で上記の説明がなされている場合は、「早期審査に関する事情説明書」における記載は不要です。）。

＜拒絶理由通知に対する応答時＞

- （１）拒絶理由通知書が特許庁からオンラインで発送された場合は、必ずオンラインで受領してください。
- （２）意見書、手続補正書等は、必ずオンラインで手続を行ってください。
- （３）提出する意見書、手続補正書等に不備がないことを十分に確認した上で手続を行ってください。
- （４）意見書、手続補正書は、必ず拒絶理由通知書の発送の日から３０日（在外者の場合は２か月）以内に提出してください。
- （５）応答期間の期間延長請求は行わないでください。
- （６）面接を要請する場合は、スーパー早期審査案件としての応答期間を考慮して、速やかに審査官に連絡をしてください。

＜スーパー早期審査の申請時から最終処分までの期間＞

- （１）特許庁に何らかの手続を行う場合は、必ずオンラインで手続を行ってください。
- （２）手続書類に不備がないことを十分に確認した上で手続を行ってください。

スーパー早期審査の対象外となった場合は、その時点で速やかに、「早期審査に関する通知書」により出願人（代理人）に通知されます。

４．審査手続等

（１）審査手続

①選定手続

スーパー早期審査を希望する旨が記載された「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、スーパー早期審査に付するか否かの選定が行われます。

②スーパー早期審査として選定できない事例

「早期審査に関する事情説明書」の記載について、以下に示す例のように不備がある場合には、スーパー早期審査の対象とすることはできませんので参考にしてください。

（ア）事情

○「実施関連出願」かつ「外国関連出願」の場合

- ・冒頭に、「スーパー早期審査を希望する」と記載されていない場合
- ・「外国関連出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載がない場合
- ・「外国関連出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載が要件を満たしていない場合

（例１）外国特許庁に出願した出願番号等が記載されておらず、外国出願の願書の写し等も添付されていない場合

（例２）外国特許庁に出願した出願番号等が間違っている場合

(例3) 実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合
○ベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」である場合

- ・冒頭に、「ベンチャー企業対応スーパー早期審査を希望する」と記載されていない場合
- ・「ベンチャー企業による出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載がない場合
- ・「ベンチャー企業による出願」、「実施関連出願」のいずれかの要件に関する記載が要件を満たしていない場合

(例1) 「ベンチャー企業」と記載していながら、資本金が3億円以上であるなど、ベンチャー企業の条件を逸脱した記載がある場合

(例2) 「ベンチャー企業」と記載していながら、「他の大企業に支配されていない企業」である旨の記載がないなど、ベンチャー企業の条件を十分に記載していない場合

(例3) 実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

(イ) 先行技術の開示と対比説明

- ・先行技術の開示の欄に、何ら記載がない場合
- ・先行技術文献として記載しているものの、いずれも出願年よりも新しい発行年の文献が記載されている場合（出願に先行する技術文献として認められないもの）
- ・先行技術文献の提示のみで対比説明が何ら記載されていない場合
- ・出願の技術的内容が記載されているだけで、先行技術文献との対比的な説明が記載されていない場合
- ・先行技術文献の技術的内容が記載されているだけで、出願内容との対比的な説明が記載されていない場合

(ウ) 分割の実体的要件を満たすことの説明

- ・分割出願について、上申書又は早期審査に関する事情説明書により、分割の実体的要件を満たすこと等の説明等がなされていない場合

③選定の結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として通知します。

非特許文献の入手に時間を要する場合、書類の電子化に時間を要する場合、未公開先願が存在する場合など、不可避の理由により、1か月以内（D O案件については、原則2か月以内）で一次審査の結果を発送可能とできない場合も、「早期審査に関する通知書」をもって通知します。審査再開後は、引き続きスーパー早期審査案件として審査手続を進めます。

④審査官によるスーパー早期審査の開始

選定の結果、スーパー早期審査の対象として選定された案件については、担当審査官は速やかに審査を開始します。スーパー早期審査の対象として選定された案件については、基本的に「早期審査に関する事情説明書」の受理日から、1か月以内（D O案件については、原則2か月以内）に一次審査の結果を発送可能とします（不可避の理由がある場合は除く。）。

また、審査の結果、拒絶理由通知書を発送する場合、応答期間は60日（在外者は3か月）と指定されますが、発送日から30日（在外者は2か月）以内に意見書、手続補正書を提出してください。

なお、拒絶理由通知書の末尾には、「この出願は、スーパー早期審査の対象案件です。この通知書の発送の日から30日以内に意見書、手続補正書が提出されない場合には、スーパー早期審査の対象外となることに留意してください。」のように付記されます。

（２）出願公開前の審査における留意点

出願公開前に一次審査が行われる場合は、以下の点に留意してください。

① 審査の一時保留

審査官が先行技術調査を行った結果、以下のa)～b)に該当する出願を発見した場合は、出願人（代理人）に審査を一時保留している旨の通知書がオンライン発送されます。b)の場合については、先願の国際公開番号も記載した通知書が発送されます。

a) 「後に出願公開されると特許法第29条の2の先願となる出願」

b) 「後に翻訳文が提出されると特許法第29条の2の先願となる外国語でなされた国際出願^{（注）}」

（注）特許法第184条の4第1項に規定する明細書の翻訳文、同項若しくは同条第2項に規定する請求の範囲の翻訳文が提出されると第29条の2の先願となる外国語でなされた国際特許出願、又は、実用新案法第48条の4第1項に規定する明細書の翻訳文、同項若しくは同条第2項に規定する請求の範囲の翻訳文が提出されると特許法第29条の2の先願となる外国語でなされた国際実用新案登録出願

この通知書に対して、出願人（代理人）は応答する必要はありません。

また、後日、拒絶理由通知書が発送された場合、引き続きスーパー早期審査案件として審査手続が進められます。

②優先権の主張を伴う先願等の取扱いについて

出願前1年以内に外国特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願されている基礎出願については、後に優先権の主張を伴って日本国特許庁に出願された場合、特許法第29条の2の先願となる可能性があります。

しかし、出願公開前の審査の時点では、外国特許庁等に基礎出願がされているのみであり、日本国特許庁への出願がされていなければ、第29条の2の先願とはなり得ません。このため、他に拒絶の理由を発見しない場合は、特許査定されることとなります。

5. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101（内線3106）

E-mail PA2210@jpo.go.jp